

第4回葛飾区子育て支援行動計画策定委員会 次第

平成21年9月4日 午前10時から
男女平等推進センター3階 洋室A

1 議 事

- (1) 第3回子育て支援行動計画策定委員会の課題について(資料1)
- (2) 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の中間報告について(資料2)
- (3) その他

【連絡事項】

次回予定：11月13日(金) 午後2時より
葛飾区男女平等推進センター 3階 洋室A

平成 21 年 9 月 4 日

第 3 回策定委員会課題整理（8 月 17 日）

- 1 中高生へのアンケート調査及びグループヒアリング
（ 1 ）アンケート・グループヒアリング結果（資料 1 - 1 ）

- 2 葛飾区内の企業規模及び就労状況に関する資料
（ 1 ）企業規模等に係る調査報告書（資料 1 - 2 ）
（かつしか区の統計書資料含む）

- 3 児童扶養手当等に関する資料
（ 1 ）児童育成手当及び児童扶養手当の推移（資料 1 - 3 ）

- 4 （仮称）子ども総合センターに関する資料
（ 1 ）設計図面（資料 1 - 4 ）

- 5 その他

グループヒアリング（ヘルパー体験講座に参加している中高生）

実施日：平成 21 年 8 月 8 日（土）PM2:50～3:40

場 所：青戸地区センター

参加者：区内在住の中高生 13 名（男 1・女 12、高校生 1・中学生 12）

講座受託者 4 名 区職員 1 名・委託事業者 1 名

調査結果の概要

中・高校生たちも、子育て施策について一定の関心と知識があることがうかがえた。子育て施策で認知度が高いのは、医療費助成についてであり、対象年齢の拡大という要望があった。また、待機児解消のため、保育園を増設したら、という意見もあった。一方、男性の子育て参加については、現在はテレビの中の話だが、食事の支度などでは父親が分担している、あるいは自分に子どもができたときには協力してやりたいという意見が出された。

学校への要望では、土曜日も授業をして平日の授業時間を減らしてほしいというカリキュラムについての意見、トイレや校庭、備品などの施設等の改善についての意見が出された。放課後や長期休暇の時間の使い方では、部活動をしている生徒としていない生徒で違いがあった。

ヘルパー体験講座の受講生が対象であったため、比較的活発に社会参加を志す生徒が多い印象であった。

項 目	主な意見など
葛飾区の子育て支援事業の概要（リーフレット）	<p>知っている事業はあるか。利用した事業はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットについて、見たことはあるが中身は知らない。 ・学童保育に通っていた。 ・わくチャレは知っている。宿題やバスケをしていた。学校によって実施する学年が異なるのは知らなかった。 ・（中3）医療費助成は知っている。来年から使えなくなってしまう。 ・使ったことはないが、一時保育事業は知っている。 ・児童館は利用している。学校の近所の児童館は中学生の利用が多い。
家族・家庭のこと	<p>家族とのかかわり（食事、会話など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間があえば家族と一緒に食べる。 ・お父さんは仕事でいないことが多いけど、家にいるときは一緒に食べる。（仕事場が遠かったり、出世して仕事が忙しい。） ・お父さんと家で顔は合わすが、会話をする時間はない。 ・学校のこと、世間話、テレビのこと、部活のこと、趣味のこと、兄弟姉妹のことを話す。 ・お母さんとはよく話すし、何でも話す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・お父さんとは洗濯物は絶対別。お母さんが分けてくれる。(一緒に洗濯する家庭もある。) ・会話はするが、挨拶はしないことがある。(おはよう、ただいま、おかえり等) お小遣いについて(額・使い道など) お小遣いは月¥1,000~5,000 (食べものや必要なものを買う経費の含有によって金額が異なっている) ・おばあちゃんからお小遣いをけっこうもらう。 ・お小遣いはだいたい食費や遊ぶことに使う。 ・本を買うが、読み終わった本を古本屋に売ったりして運用している。 ・おばあちゃんと買い物に行くと買ってもらえるからよく一緒にいく。 携帯電話の使用について(1ヶ月の料金、家庭でのルールなど) 持っている:12名 持っていない:1名 ほしいと思う。 ・親に1年間頼み込んで、やっと買ってもらった。渡されたとかではない。 ・使用料は1ヶ月¥4,000~10,000、料金コースによってまちまちである。 ・親から渡されるときに、サイトへのアクセス制限設定をされている。 ・月額のリミット制限がある。 ・親に取り上げられてまだ返してもらえない。 インターネットの使用について ・普段は1日1~2時間くらい。休みの日は8時間くらいPCの前にいる。 ・親とルールを決めて使っている。 ・自分のブログはやっている。気持ち悪いことを書いてくる人もいる。 ・知らない人と顔をあわせなくて会話するのは怖い。
放課後や休みの日の過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> 部活や塾・習い事のない日について ・ほとんど毎日部活。週に1日くらいしか自由な日はない。 ・習い事もないので、週5日自由に過ごす。 ・部活のない日は習い事に行く。 放課後や休日はどこでどのようにして過ごすか。 ・家にいたり、友達の家に行ったりする。 ・趣味の時間 ・公園には行かない。不良がいる。 ・放課後は宿題している。 ・自由な時間は、何かに挑戦することに使いたい。(勉強、ゲーム) ・休みの日は疲れを癒している。 ・夏休みとか長い休みのときは渋谷、原宿、横浜、北千住など電車に乗って遊びに行く。(買い物、コンサート等) ・ゲームセンターに行く。 放課後や休日に公共施設を利用するか。どのような施設があるとよいか。 ・アリオのような施設。ショッピングモールができるといい。 ・あまり施設には行かない。 ・プールがあるといい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館を利用することもあるが、6時で終わるのではなく、もっと長く開館してほしい。 ・スポーツのできる施設があるといい。
ボランティア活動について	
	<p>ボランティア活動への参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園や幼稚園でのボランティアを体験したい。 ・お祭りのボランティアはやってほしい。 ・クリーン作戦とかは参加したくない。どこかのおじさんがたまに掃除してくれているからいい。 ・小学生の子を手助けするというよりはもっと小さい子を助けてほしい。小学生は生意気。 ・高齢者相手でも子ども相手でもどちらでも機会があったら参加したい。
将来のこと、結婚と子育てについて	
	<p>将来の自分の子育てについて（サービスなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よくわからないけど、医療費が無料だといい。 <p>（自分が子育てをするときにあったらいい事業については、回答なし）</p> <p>親の子育てについて（自分たちが小さい頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お父さん、お母さんが子育てに関わっていたと思う。 ・両親によく遊んでもらった。 <p>男性の子育て参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男の人が子育てしているのは、テレビでしか見たことない。 ・お父さんとお母さんは一緒に子育てしているように見える。将来子どもができたときに自分もそうできるといい。 ・（男性）将来子どもができたら一緒に遊びたい。自分ことより優先したい。 ・男友達とこういう話をすることもあるが、話についてきてくれない。 ・弟が2歳。おふろに入れたり、お父さんもお母さんと同じくらい子育てをしていると思う。
葛飾区について	
	<p>葛飾区のイメージはどんなものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下町。 ・寅さん、こち亀。 ・高齢者が多い。 ・田舎。 <p>葛飾区の防犯・環境について、イメージや思うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーカーはいらない。葛飾区は多いって聞いたことがある。 ・怖い目にあったことはある。 ・公園に酔っ払いがいた。 ・警察官を増やしてほしい。 ・ごみが多い。ごみの出し方とか犬の散歩とか、モラルについては大人を教育しなくてはならない。意識を変えていかなくては良くならない。 ・公園に集まって騒いでいる人がいる。集まってほしいけどやめてほしい。

教育・子育てについて、イメージや思うこと

- ・保育園が少ないと思う。
- ・変な先生がいる。
- ・土曜日も授業をしてほしい。そして、月～金の1日の授業時間を減らしてほしい。月～土の授業時間を均等にしてほしい。
- ・授業時間が長いのもイヤだけど休みがなくなるのもイヤだ。
- ・夜、公園にたむろしてたばこを吸っている高校生がいる。夜に家から出す親が悪い。
- ・自分の部屋がほしい。

衛生・健康について、イメージや思うこと。

- ・医療費が無料なのはいい。
- ・建物の水質検査は毎年きちんとしてほしい。ねずみが浮いていたという話を聞くとぞっとする。

葛飾区や学校への要望

- ・医療費を高校生、20歳まで無料にしてほしい。
 - ・保育園を作って待機児童をなくしてほしい。弟やいとこが入れないかもしれない。そんな状態ではない方がいい。
 - ・学校のトイレは半分ずつでなく一度にきれいにしてほしい。
 - ・トイレに「音姫」とか「ウォシュレット」があるといい。
 - ・学校の校庭をゴム製や芝生にしてほしい。怪我もしないし、ダストは砂埃が舞うのでそれを防ぐためのスプリンクラーの水道代がもったいない。
 - ・教科書は多いので、資料とかもまとめてコンパクトになっているといい。教材は少ない方がいい。
 - ・学校にはロッカーがほしい。(教室のうしろにあるもの以外に、扉や鍵がついているもの)
 - ・授業の休み時間や昼休みの時間を長くしてほしい。
 - ・特別支援学級を各校につくってほしい。学校に1人か2人は特別支援学級を受け持つ先生がいてほしい。
 - ・変な先生がいるので、先生にはきちんとしてほしい。
 - ・避難訓練は毎月する必要はない。小学生のときから今まで何年も訓練しているのだから、そういう場合は半年～1年に1回とかでよいのではないか。
 - ・机がガタガタする。木製の机ではなく、地区センターのようなプラスチック製の机だといい。災害のときに隠れられない。
 - ・学区域外から来る人には自転車通学を許可してほしい。
- 葛飾区をより良く(イメージアップ)するために
- ・アリオみたいなものをたくさんつくる。
 - ・テーマパークをつくる。
 - ・下町というイメージがある。新しいものを作れば人が集まって循環する。まず人をひきつけることをやった方がいい。そうすると自然にレベルが上がるのではないか。

平成21年度子育て支援に関するアンケート調査(中学生版)

調査対象 「中学生のヘルパー体験講座」受講生13名

回答数 13名(100%)

普段の生活について

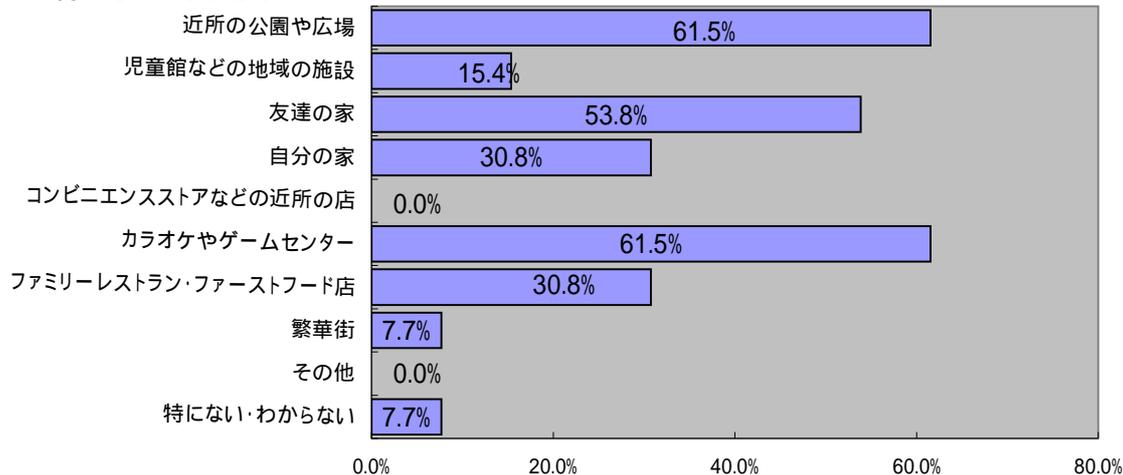
Q1 あなたは、月曜日から金曜日までの放課後どのように過ごしていますか(複数回答)

1 学校にいる(部活動やクラブ活動)	9
2 塾や習い事に行く	5
3 友達と遊ぶ・でかける	8
4 児童館に行く	0
5 地域のクラブ活動(スポーツなど)をする	1
6 ボランティア活動をする	1
7 家族といる・出かける	7
8 1人で家にいる	7
9 アルバイト・仕事をする	0
10 その他	0



Q2 あなたが友達と遊ぶときにでかける場所はどこですか(複数回答)

1 近所の公園や広場	8
2 児童館などの地域の施設	2
3 友達の家	7
4 自分の家	4
5 コンビニエンスストアなどの近所の店	0
6 カラオケやゲームセンター	8
7 ファミリーレストラン・ファーストフード店	4
8 繁華街	1
9 その他	0
10 特にない・わからない	1

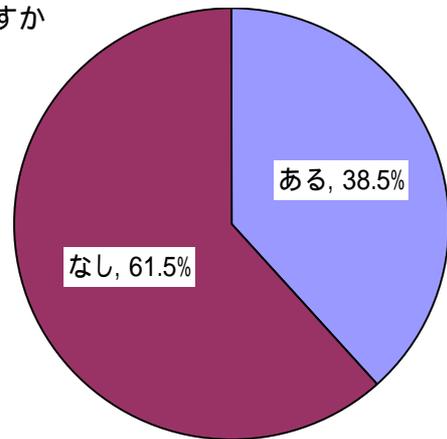


Q3 あなたが普段生活していて危険な目にあったことはありますか

- 1 ある 5
- 2 ない 8

[あると答えた方]具体的にどんなことですか

- ・不審者、ストーカー
- ・「拳銃を持っている」というようなことを言われた
- ・人がついてきた
- ・知らない人に話しかけられた、悪口を言われた

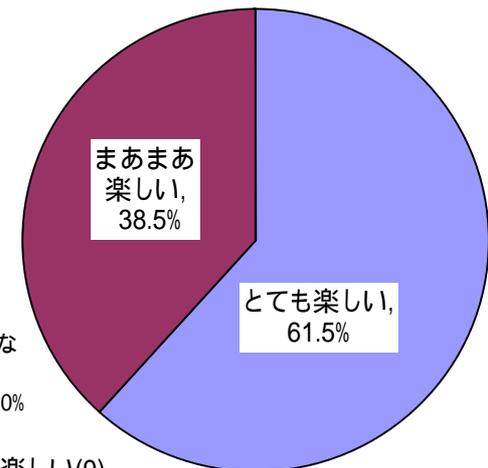


学校生活について

Q4 学校は楽しいですか

- 1 とても楽しい 8
- 2 まあまあ楽しい 5
- 3 あまり楽しくない 0
- 4 楽しくない 0

あまり楽しくない, 0.0%
楽しくない, 0.0%



Q4-1 Q4の理由は何ですか

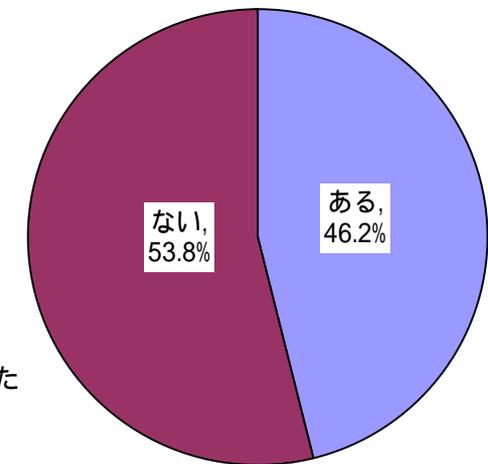
- ・話のわかる友達がいる、友達と盛り上がる、友達といると楽しい(9)
- ・友達と一緒に勉強できる
- ・図書館の本が読める

Q5 学校に行きたくないと思ったことがありますか

- 1 ある 6
- 2 ない 7

[あると答えた方]その理由は何ですか

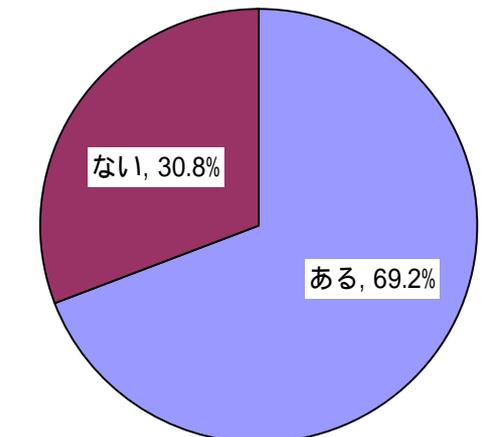
- ・なんとなく面倒くさい
- ・恥ずかしい失敗をした時は翌日行きたくない
- ・勉強が面倒くさい
- ・友達に嫌われて一人になった、いじめのようなことがあった



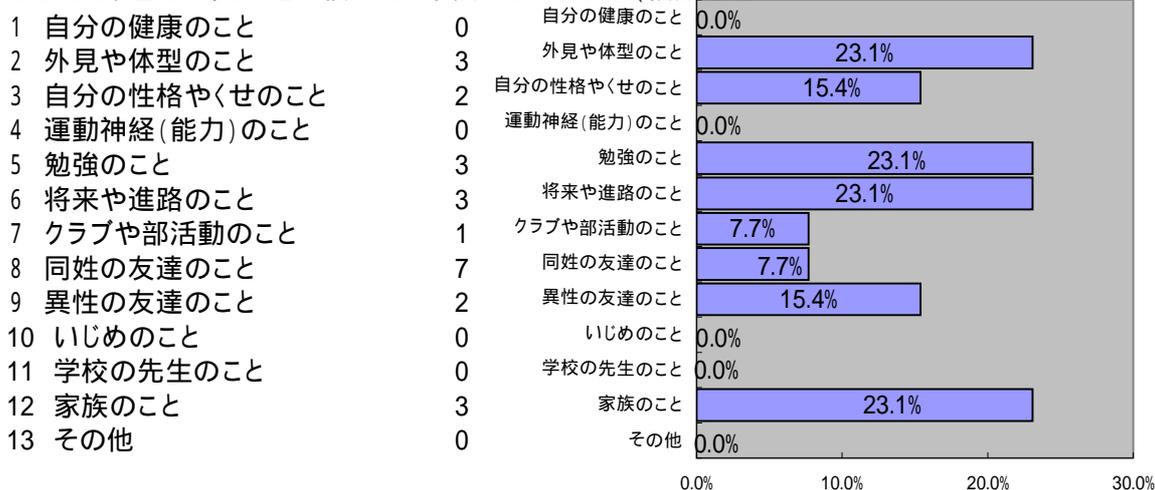
悩みや不安について

Q6 あなたは、悩んだり不安になることはありますか

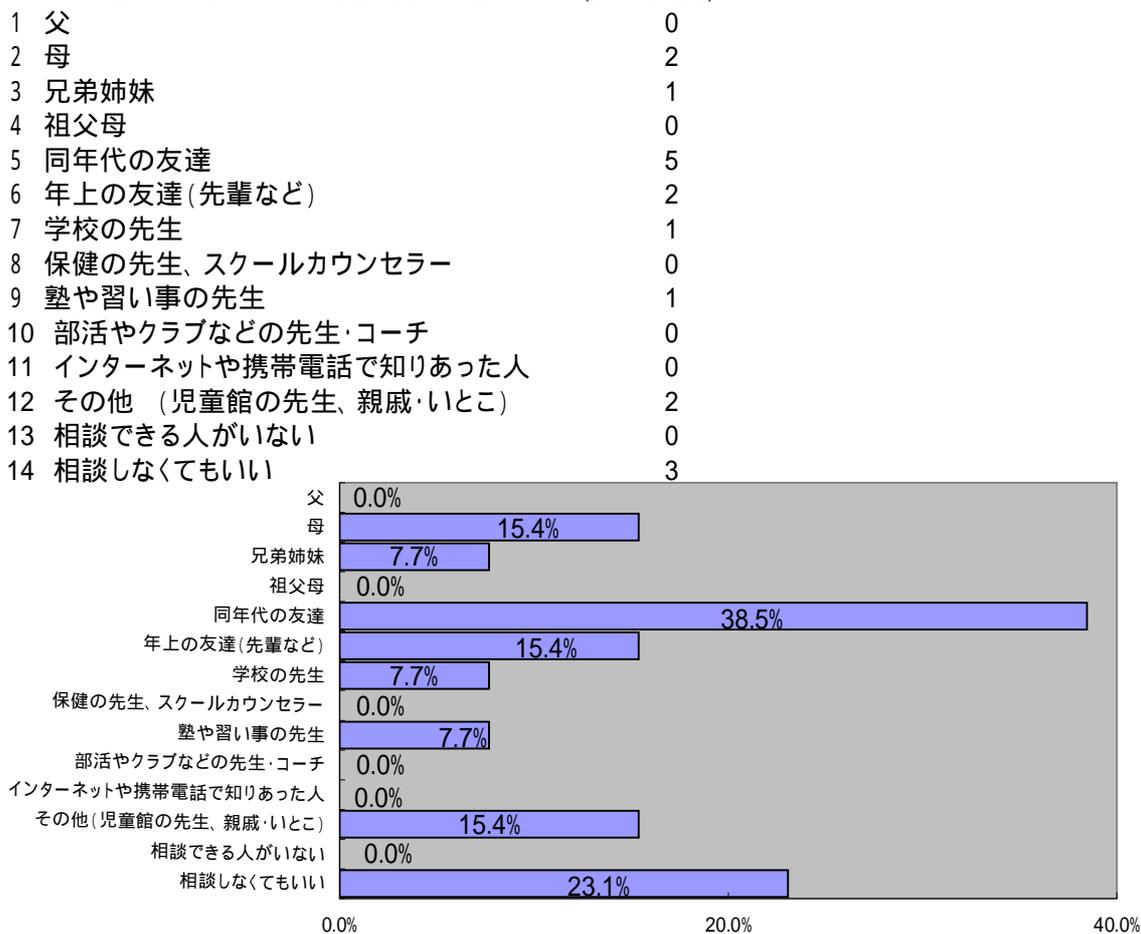
- 1 ある 9
- 2 ない 4



Q7 あなたは、どのようなことで悩んだり不安になりますか(複数回答)



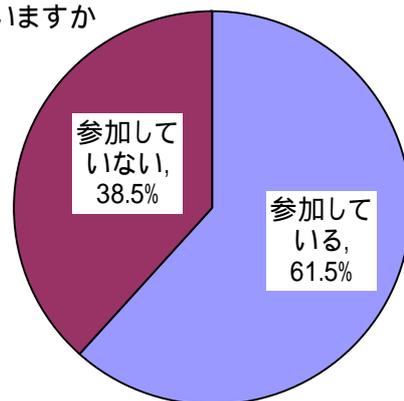
Q8 あなたの悩みや不安などの相談相手は誰ですか(複数回答)



地域への参加について

Q9 あなたは、地域の行事(お祭りや朝のラジオ体操など)に参加していますか

- 1 参加している 8
- 2 参加していない 5

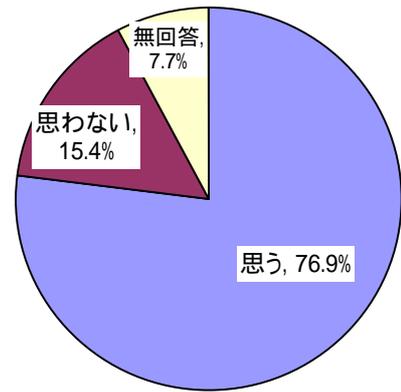


Q10 あなたは、どのような地域行事があったら参加したいと思いますか

- お祭り(8)、花火大会、盆踊り、縁日
- 小さい子の世話
- どこかへ旅行や遊びに行く
- 集まってゲームをする

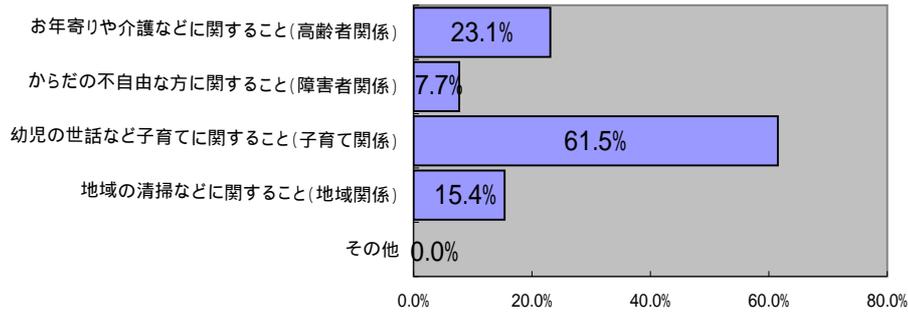
Q11 あなたは、地域でボランティア活動をしたいと思いますか

1 思う	10
2 思わない	2
無回答	1



[あると答えた方]具体的にどのようなボランティア活動ですか

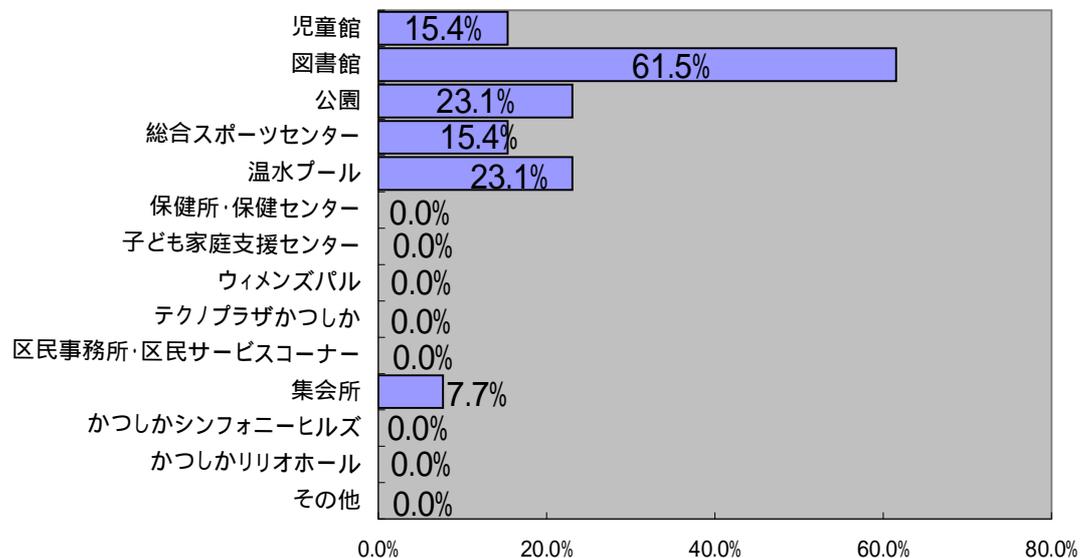
(1)お年寄りや介護などに関すること(高齢者関係)	3
(2)からだの不自由な方に関すること(障害者関係)	1
(3)幼児の世話など子育てに関すること(子育て関係)	8
(4)地域の清掃などに関すること(地域関係)	2
(5)その他	0



葛飾区の子育て支援について

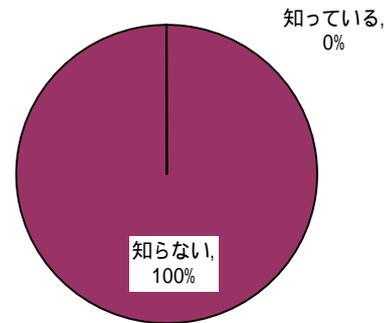
Q12 あなたは、日頃公共施設(児童館や図書館など)等を利用していますか(複数回答)

1 児童館	2
2 図書館	8
3 公園	3
4 総合スポーツセンター	2
5 温水プール	3
6 保健所・保健センター	0
7 子ども家庭支援センター	0
8 ウィメンズパル	0
9 テクノプラザかつしか	0
10 区民事務所・区民サービスコーナー	0
11 集会所	1
12 かつしかシンフォニーヒルズ	0
13 かつしかリリオホール	0
14 その他	0



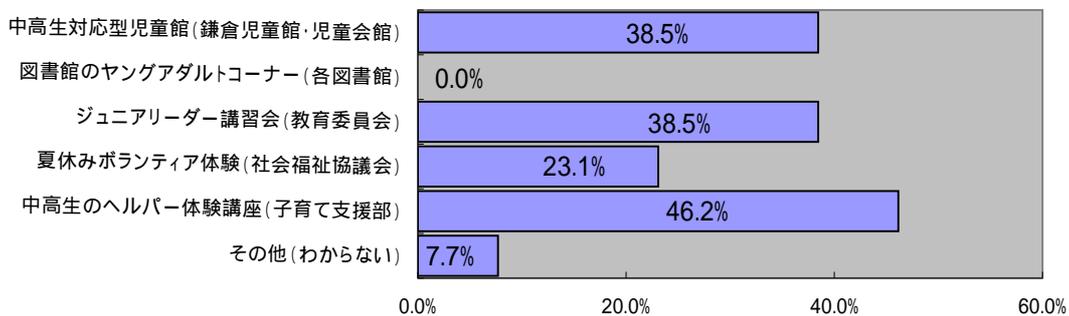
Q13 あなたは、葛飾区子育て支援行動計画を知っていますか

- 1 知っている 0
- 2 知らない 13



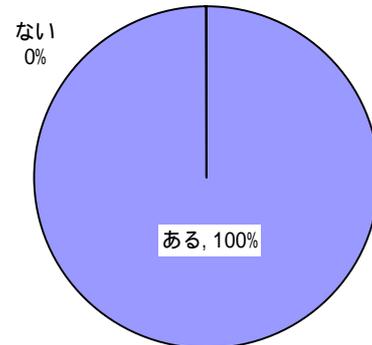
Q14 葛飾区の子育て支援事業と言われて思い浮かべることはなんですか(複数回答)

- 1 中高生対応型児童館(鎌倉児童館・児童会館) 5
- 2 図書館のヤングアダルトコーナー(各図書館) 0
- 3 ジュニアリーダー講習会(教育委員会) 5
- 4 夏休みボランティア体験(社会福祉協議会) 3
- 5 中高生のヘルパー体験講座(子育て支援部) 6
- 6 その他(わからない) 1



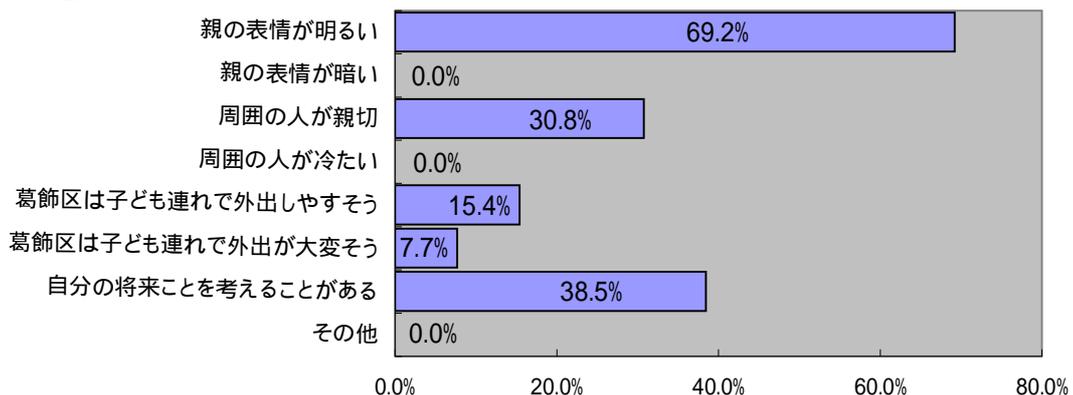
Q15 あなたは、区内で子育て中の人をみかけることがありますか

- 1 ある 13
- 2 ない 0



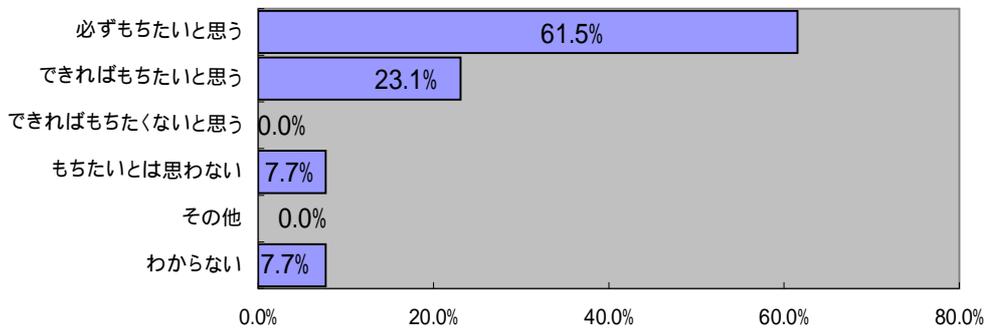
Q15-1Q15であると回答した人にうかがいます
子育て中の人を見かけてどんなことを感じますか

- 1 親の表情が明るい 9
- 2 親の表情が暗い 0
- 3 周囲の人が親切 4
- 4 周囲の人が冷たい 0
- 5 葛飾区は子ども連れで外出しやすそう 2
- 6 葛飾区は子ども連れで外出が大変そう 1
- 7 自分の将来のことを考えることがある 5
- 8 その他 0



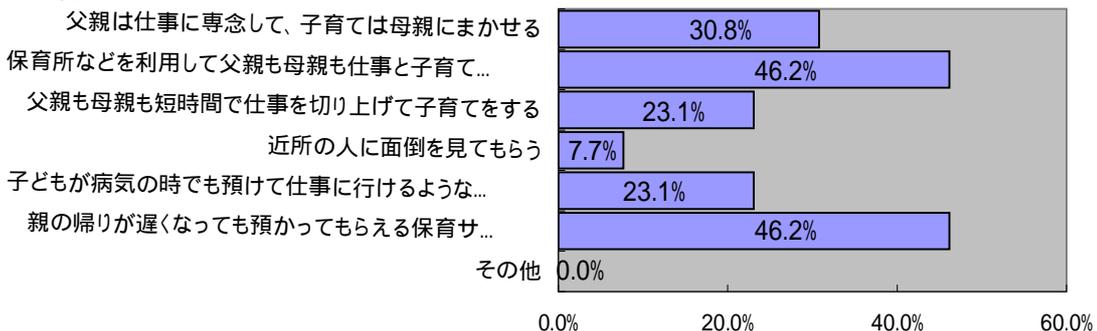
Q 16 あなたは、将来子どもをもちたいと思いますか

- | | |
|-----------------|---|
| 1 必ずもちたいと思う | 8 |
| 2 できればもちたいと思う | 3 |
| 3 できればもちたくないと思う | 0 |
| 4 もちたいとは思わない | 1 |
| 5 その他 | 0 |
| 6 わからない | 1 |



Q 17 あなたが望ましいと考える子育ての環境(サービス)はどのようなものだと思いますか(複数回答)

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1 父親は仕事に専念して、子育ては母親にまかせる | 4 |
| 2 保育所などを利用して父親も母親も仕事と子育てを両立する | 6 |
| 3 父親も母親も短時間で仕事を切り上げて子育てをする | 3 |
| 4 子どもの祖父母と同居して、子育てをサポートしてもらう | 1 |
| 5 近所の人に面倒を見てもらう | 1 |
| 6 子どもが病気の時でも預けて仕事に行けるような保育サービスがある | 3 |
| 7 親の帰りが遅くなっても預かってもらえる保育サービスがある | 6 |
| 8 その他 | 0 |



Q 18 葛飾区の子育て支援事業としてどんなことを実施してほしいですか

- ・わからない(3)
- ・わからないから子育て支援事業を知りたいと思う
- ・お年寄りと子どもとの交流(昔の遊び、戦争体験と聞くなど)
- ・昔のおもちゃにふれあうなど、幼児から中高生まで地域で楽しめる企画
- ・待機児童をなくしてほしい、保育園を増やしてほしい、土日なども保育は必要と思う
- ・病気の時はいかぬいそうだから預ける場所はなくていい
- ・年齢の違うひととの交流を増やしてほしい
- ・特になし

Q 19 葛飾区の子育て支援事業や、あなたが抱いている子育てのイメージについて自由な意見を書いてください

- ・わからない、まだわからない(3)
- ・とても大変だし、何かあったらいやだと思うし、悩むこともあるけど、楽しいこともたくさんあると思う
- ・辛そうだけど、成長の過程を見るという大きな楽しみがあるので良くも悪くもないと思う
- ・けっこう気を使いそう
- ・大変だけど幸せそう
- ・中3まで医療費が無料なのはよい
- ・子育てをするにあたって、親の力だけでなく保育サービスも充実してほしい
- ・特になし(2)

第52回

葛 飾 区 統 計 書

平成20年刊行

2008

葛飾区

36 経営組織別事業所数及び従業者数

事業所 77

昭和56年は7月1日現在
 昭和61年は7月1日現在
 平成3年は7月1日現在
 平成8年は10月1日現在
 平成13年は10月1日現在
 平成18年は10月1日現在

年	総数		経営組織別											
	事業所数	従業者数	個人		会社		独立行政法人等		その他の法人		法人でない団体		国及び地方公共団体	
			事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
昭和56年	29,532	176,293	20,303	55,739	8,460	99,940	-	-	317	5,659	26	104	426	14,851
61	28,793	176,182	18,891	50,219	9,094	106,146	-	-	343	6,376	33	185	432	13,256
平成3年	26,905	171,110	16,353	43,578	9,730	107,955	-	-	387	6,930	20	84	415	12,563
8	25,479	164,613	14,878	37,791	9,714	105,775	-	-	458	8,509	17	106	412	12,432
13	22,443	147,344	12,567	31,391	8,950	94,154	-	-	503	9,288	15	50	408	12,461
18	19,690	139,703	10,217	24,597	8,470	91,541	47	1,119	570	11,394	15	57	371	10,995

資料：東京都総務局統計部「事業所・企業統計調査報告」による

37 産業大分類別、規模別事業所数

昭和56年は7月1日現在
 昭和61年は7月1日現在
 平成3年は7月1日現在
 平成8年は10月1日現在
 平成13年は10月1日現在
 平成18年は10月1日現在

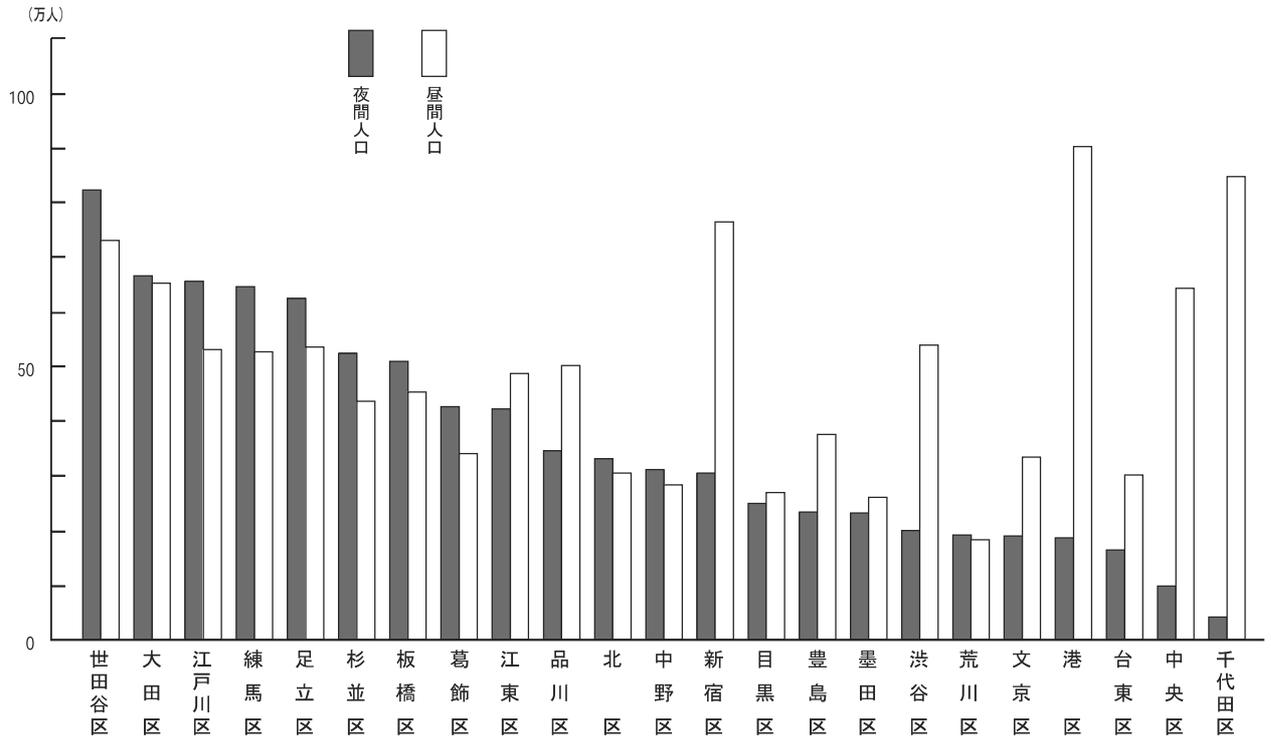
年及び産業	総数	1-4人	5-9人	10-29人	30-49人	50-99人	100-299人	300-499人	500人以上	派遣・下請従業者のみ
昭和56年	29,532	21,342	4,977	2,392	418	283	103	12	5	...
61	28,793	20,706	4,788	2,450	479	246	105	11	8	...
平成3年	26,905	18,744	4,660	2,652	499	224	108	12	6	...
8	25,479	17,780	4,303	2,574	478	225	99	13	7	...
13	22,443	15,572	3,754	2,329	478	191	91	9	5	14
18	19,690	13,162	3,407	2,327	429	201	83	13	6	62
農・林・水産業	5	2	2	1	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	1,298	734	326	209	21	6	2	-	-	-
製造業	4,085	2,702	797	479	65	30	9	2	-	1
電気・ガス・熱供給・水道業	8	-	1	2	-	2	2	-	-	1
情報通信業	53	27	15	8	2	1	-	-	-	-
運輸業	826	645	39	76	25	16	22	3	-	-
卸売・小売業	4,818	3,213	857	620	66	40	16	2	2	2
金融・保険業	193	70	33	66	16	7	1	-	-	-
不動産業	1,427	1,292	110	19	2	2	1	-	-	1
飲食店、宿泊業	2,509	1,835	386	229	51	6	1	-	-	1
医療、福祉	1,130	445	322	230	68	40	13	2	1	9
教育、学習支援業	475	211	68	112	61	20	1	-	-	2
複合サービス事業	56	5	43	6	-	-	-	2	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	2,748	1,953	401	263	45	30	10	-	1	45
公務(他に分類されないもの)	59	28	7	7	7	1	5	2	2	-

注：「派遣・下請従業者のみ事業所」の調査は平成13年から開始、平成8年まで規模別事務所には派遣・下請従業者のみを含む。

資料：東京都総務局統計部「事業所・企業統計調査報告」より

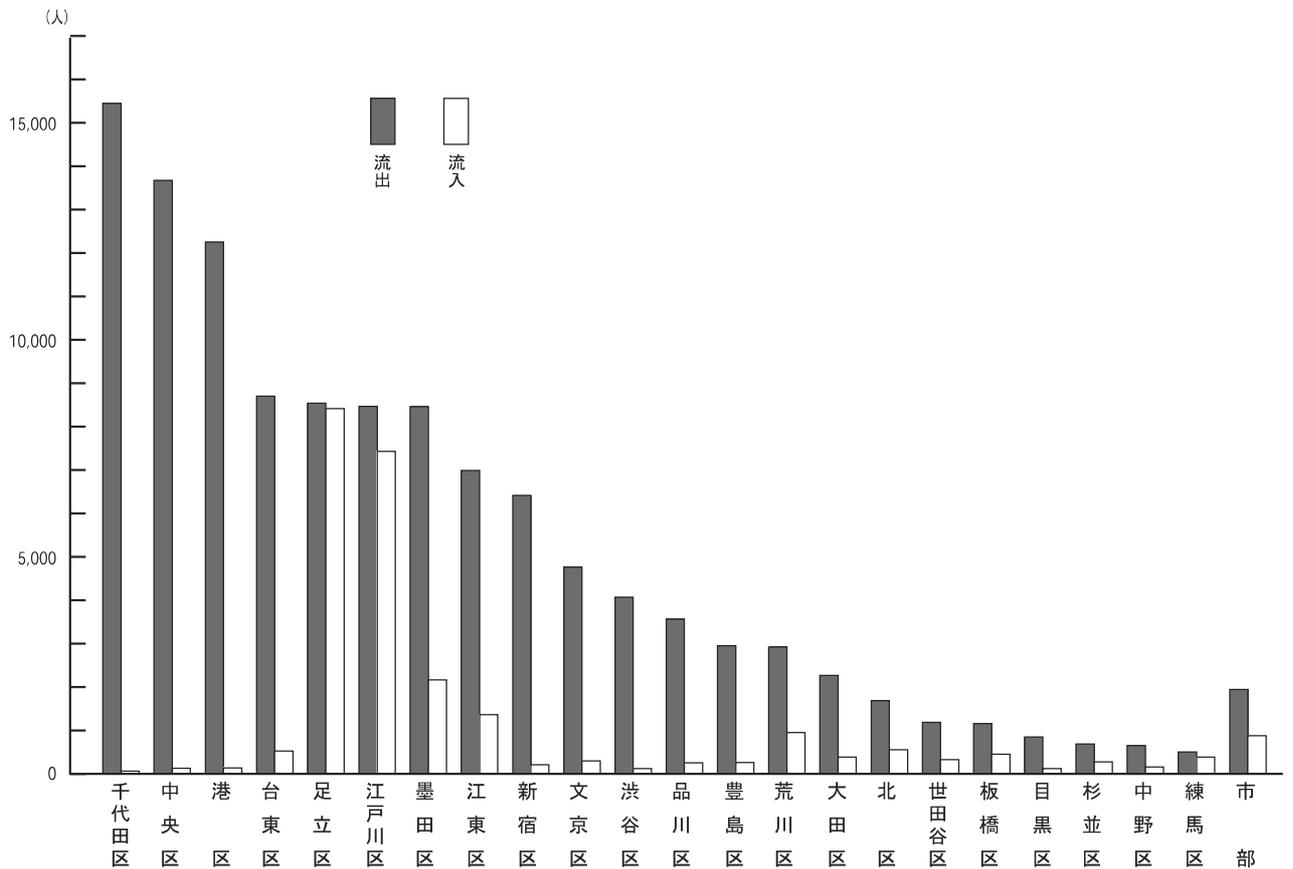
5 昼・夜間人口分布（区部のみ）

（平成17年10月1日現在） P58参照



6 葛飾区とその他の地域との流出入人口

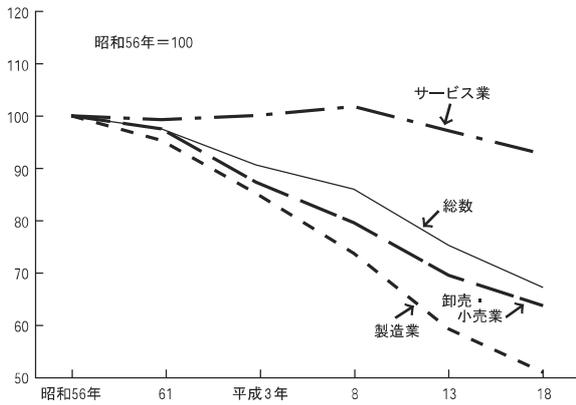
（平成17年10月1日現在） P51参照



24 事業所

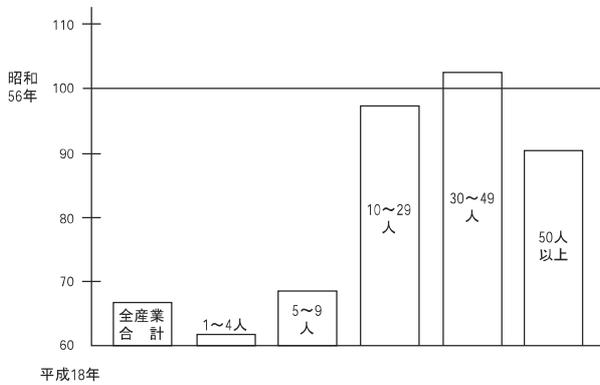
19 主要産業別事業所数の推移

(昭和56年～平成18年)「事業所・企業統計調査」より



21 規模別事業所数の変化 P77参照

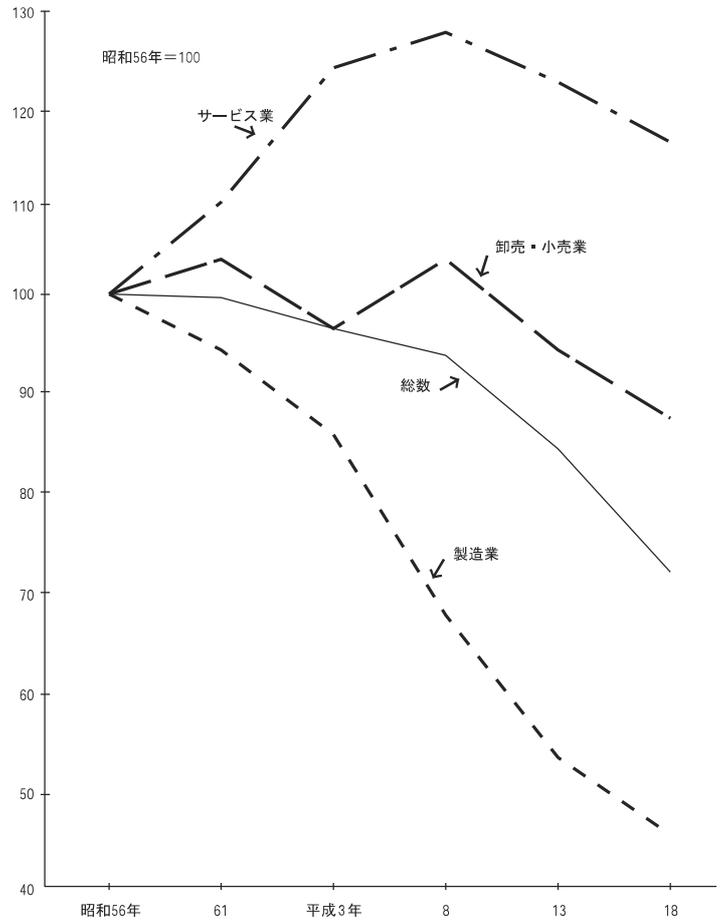
(昭和56年を100としたもの)



※平成18年「事業所・企業統計調査報告」より

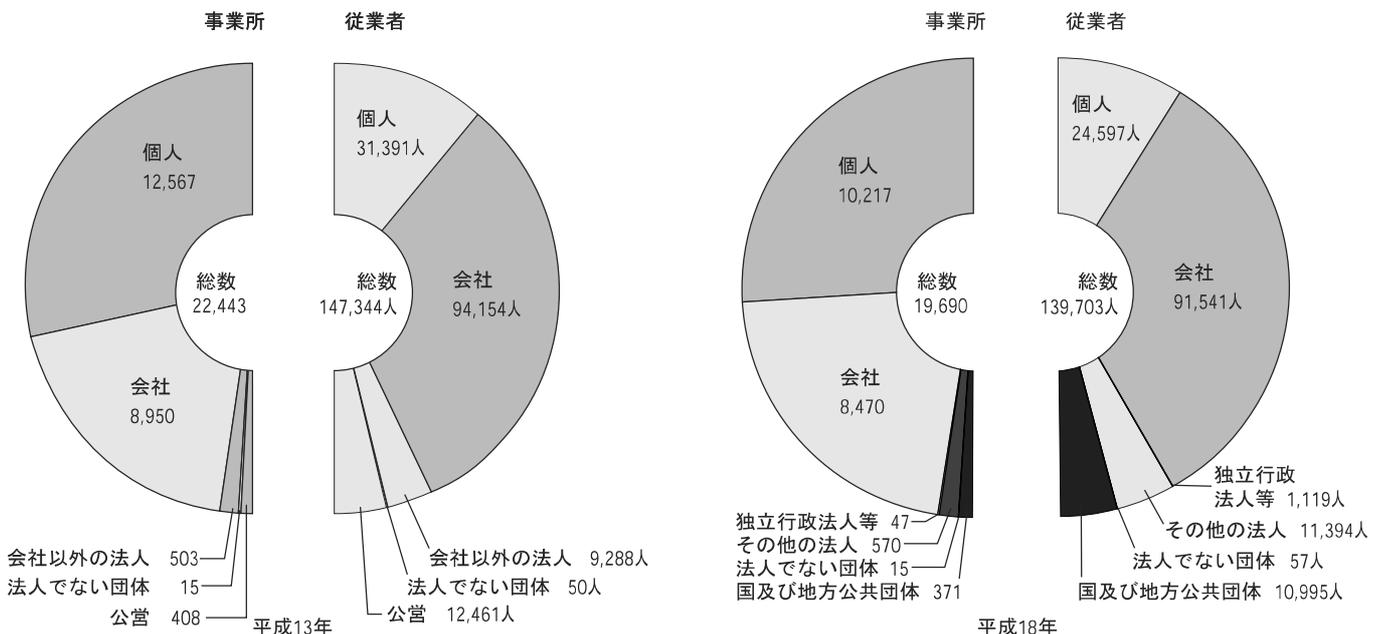
20 主要産業別従業者数の推移

(昭和56年～平成18年)「事業所・企業統計調査」より



注：平成14年10月に日本標準産業分類が改訂されたため平成8年までの調査結果を改訂に対応させた産業分類に組み替えてある。

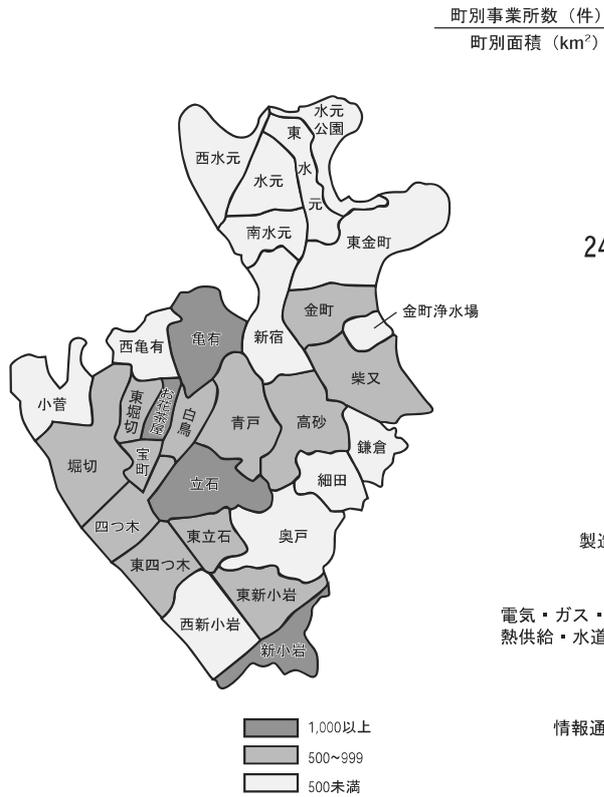
22 経営組織別事業所数及び従業者数の構成比 P77参照



※平成18年「事業所・企業統計調査報告」より

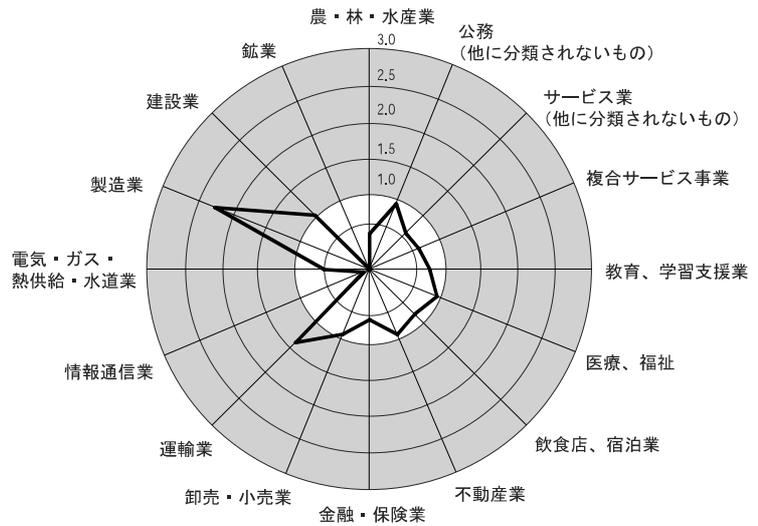
23 区内事業所町別集積割合

(平成18年)「事業所・企業統計調査報告」より P78~89参照



24 産業大分類別事業所数 東京都に対する葛飾区の特化係数

(平成18年)「事業所・企業統計調査報告」より

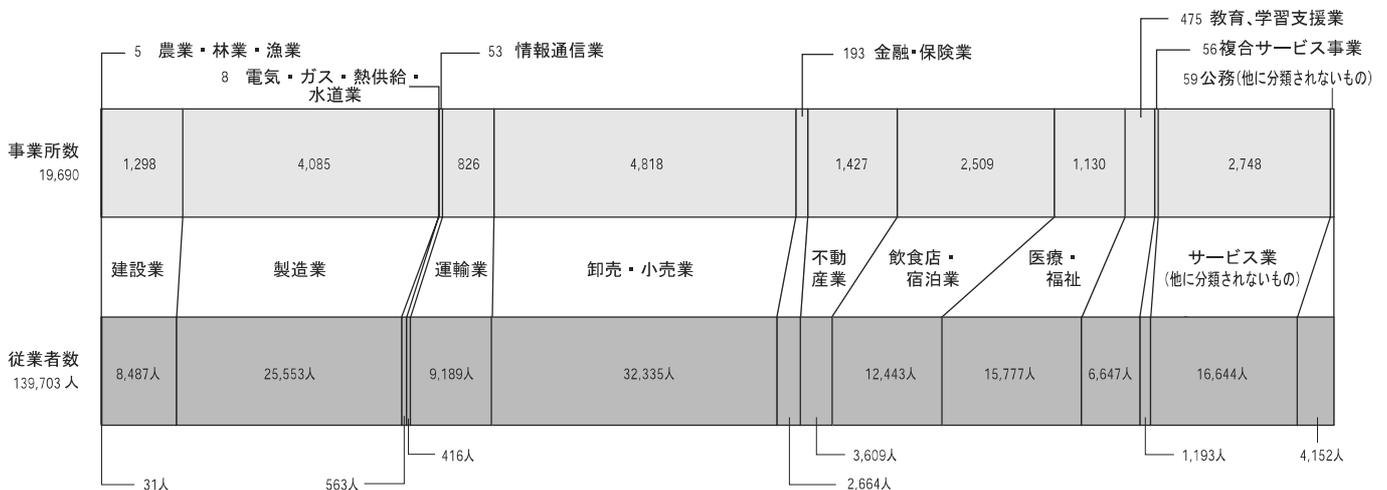


$$\text{特化係数} = \frac{\text{葛飾区大分類別構成比}}{\text{東京都大分類別構成比}}$$

円の中の目盛1が東京都の平均値
 円の外側に向かうほど比率が都平均を上回る

25 事業所と従業者の関係 (平成18年)「事業所・企業統計調査報告」より

P77参照

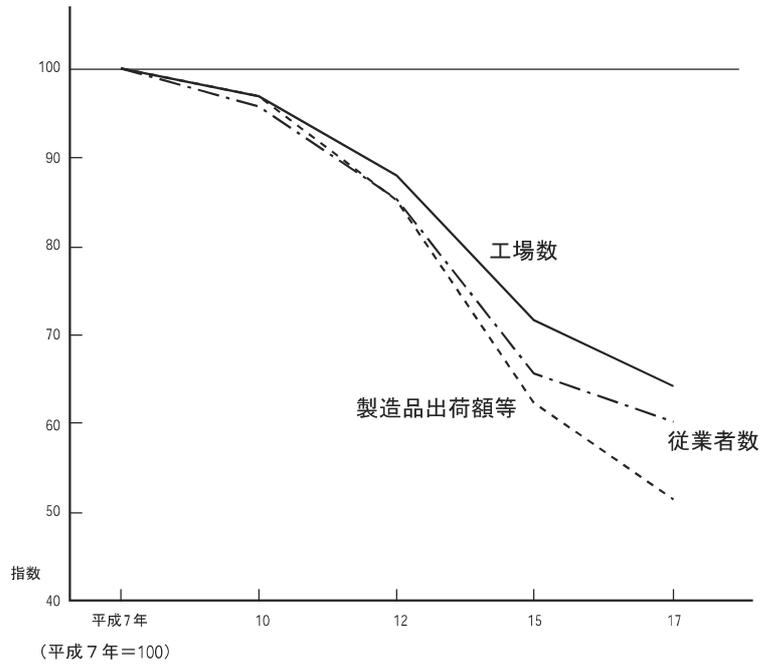


26 区内工場集積地域

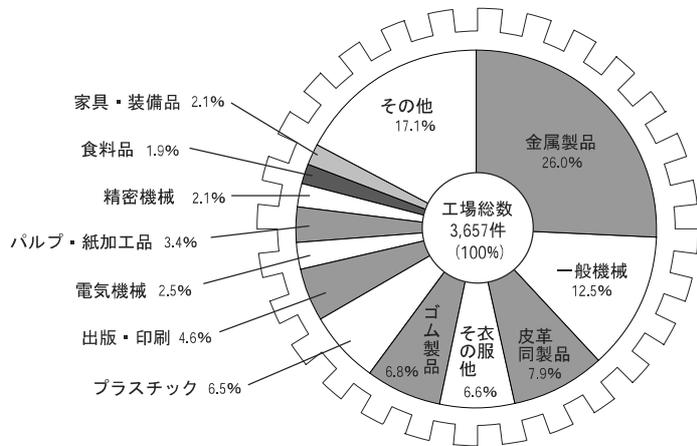
(平成18年) P78~89参照



27 過去10年間ににおける製造業の変化 P108参照

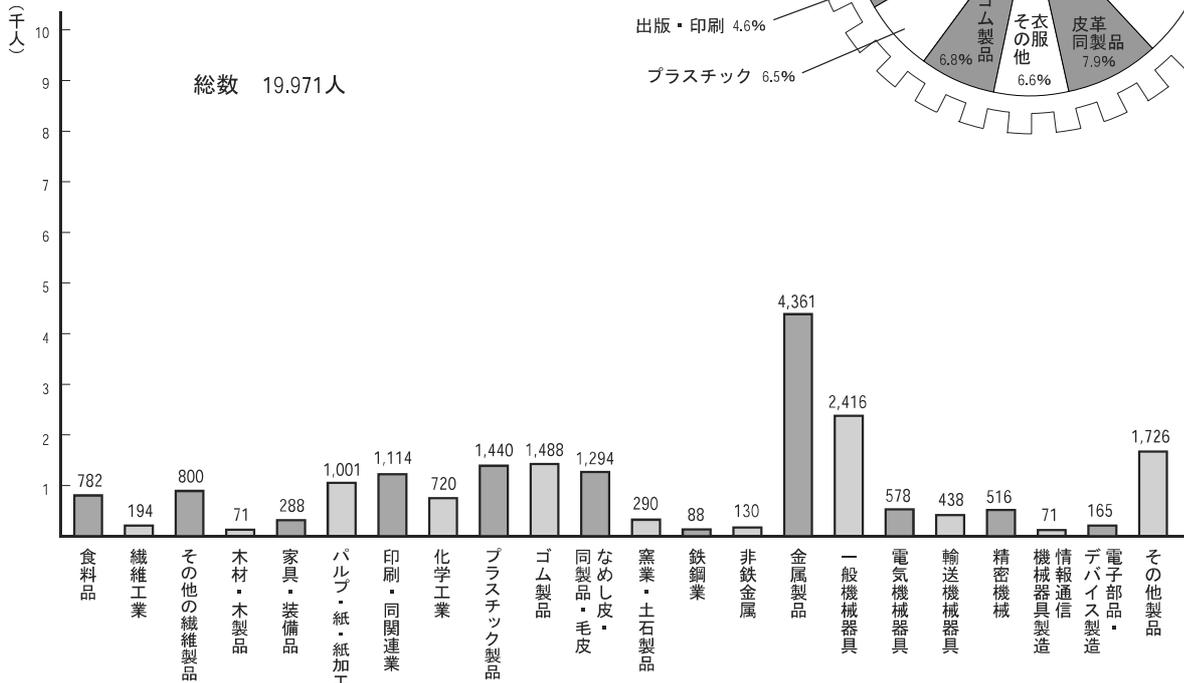


28 産業中分類別工場数の構成比 (平成17年) P95~101参照



29 産業中分類別従業者数

(平成17年) P95~101参照



児童育成手当及び児童扶養手当の推移

平成21年3月31日現在

児童育成手当（ひとり親世帯への手当）

区内に居住し、父母の離婚、父または母が死亡・生死不明・拘禁・重度の障害、遺棄もしくは母が婚姻によらず出生した児童を養育する父または母、養育者へ支給する手当

所得限度額

前年の所得が所得限度額以上の場合は対象外

対象とする所得 = 収入 - 給与所得控除（営業収入等は必要経費） - 8万円 - 各種控除

扶養親族の数	本人所得
0人	3,604,000
1人	3,984,000
2人	4,364,000
3人	4,744,000

3人以上は1人増すごとに限度額に38万円を加算

手当額

児童1人につき 13,500円

実績等

	受給世帯数	(うち父子世帯)	児童数	支給額(単位:円)
H17	4,897	285	6,889	1,114,336,500
H18	4,946	281	6,985	1,154,055,000
H19	5,002	283	6,998	1,158,124,500
H20	4,717	271	7,013	1,159,631,400

児童扶養手当（母子世帯への手当）

区内に居住し、父母の離婚、父が死亡・生死不明・拘禁、父に遺棄、婚姻によらず出生した、父がいないまたは一定の障害がある児童を養育している母または養育者へ支給する手当

所得限度額

前年の所得が所得限度額以上の場合は対象外

対象とする所得 = 収入 - 給与所得控除（営業収入等は必要経費） - 8万円 - 各種控除 + 養育費（8割相当額）

公的年金受給者は支給対象外です。

扶養親族の数	本人所得 (全部支給)	本人所得 (一部支給)
0人	190,000	1,920,000
1人	570,000	2,300,000
2人	950,000	2,680,000
3人	1,330,000	3,060,000

3人以上は1人増すごとに限度額に38万円を加算

その他に、同居する配偶者や親族等の所得にも限度額があります

手当額

児童1人につき (全部支給) 41,720円

(一部支給) 41,710～9,850円

*一部支給の場合は、所得に応じて10円単位で手当額が決定

2人目の児童 月額5,000円加算

3人目の児童 月額3,000円加算

実績等

	受給者	児童数	支給額計
H17	3,573	5,049	1,599,320,182
H18	3,678	5,726	1,673,393,990
H19	3,656	5,630	1,662,909,250
H20	3,523	5,344	1,636,884,370

葛飾区保健所及び子ども総合センター(仮称)設計図案について

1 建物概要

所在地	葛飾区青戸四丁目15番街区
用途地域	準工業地域(容積率:200%以下 建ぺい率:70%以下)
敷地面積	4,140.67㎡
建築面積	2,321㎡(建ぺい率:56%)
延べ床面積	4,865㎡(容積率:117%)
構造規模	RC造 地上4階+塔屋階

2 各階概要

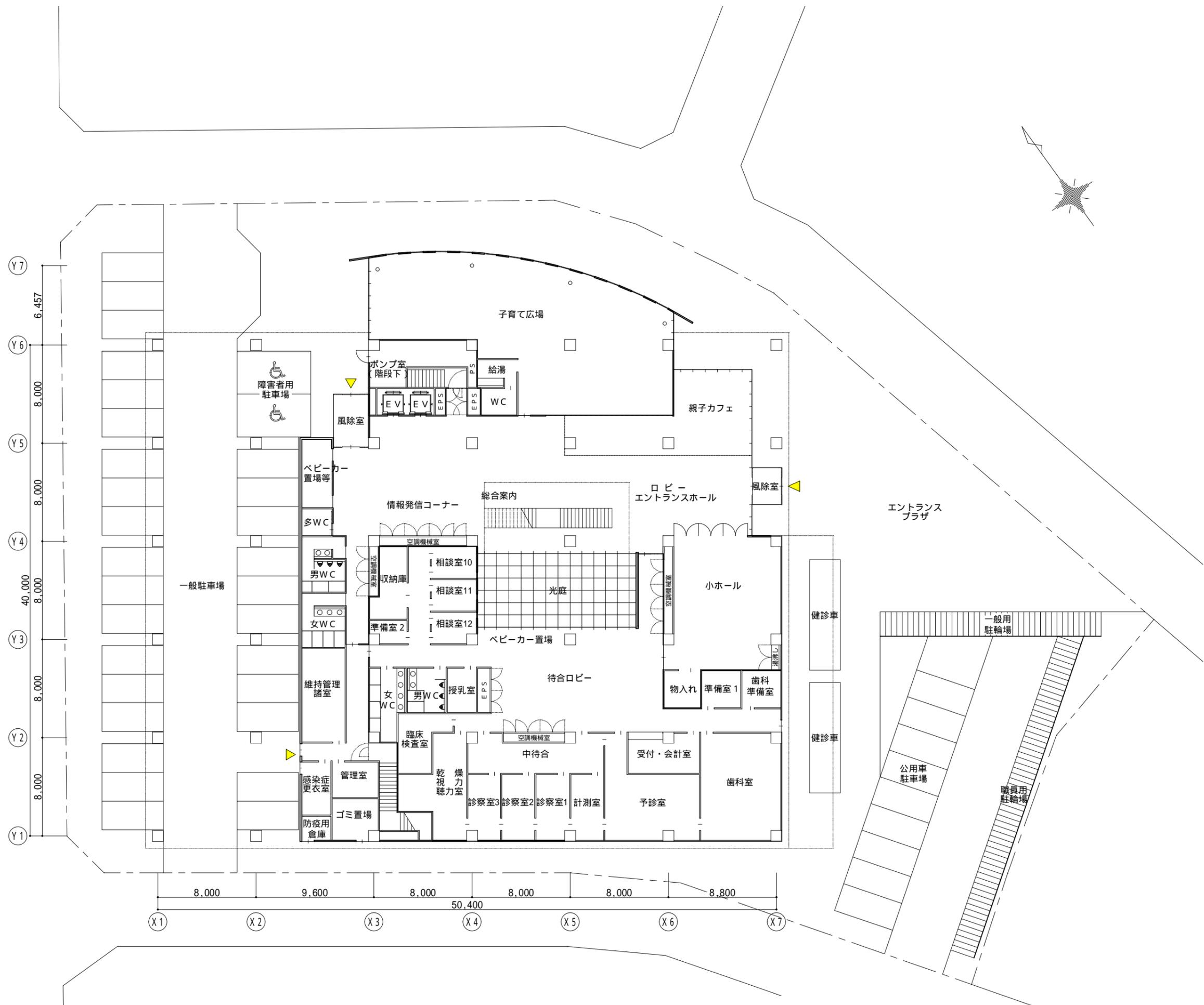
階	面積(㎡)	主な構成機能
1階	1,586	健診ゾーン(診察室・相談室・臨床検査室・歯科室等)、子育てひろば、小ホール、エントランスホール等
2階	2,007	保健所事務室、衛生検査室、健康危機管理室、結核検診室、エックス線室、(仮称)子ども総合センター事務室、プレイルーム、相談室等
3階	879	多目的ホール、多目的利用室、栄養室等
4階	359	書庫、電算室等
塔屋階	34	電気・機械設備等
合計	4,865	

3 屋外施設概要

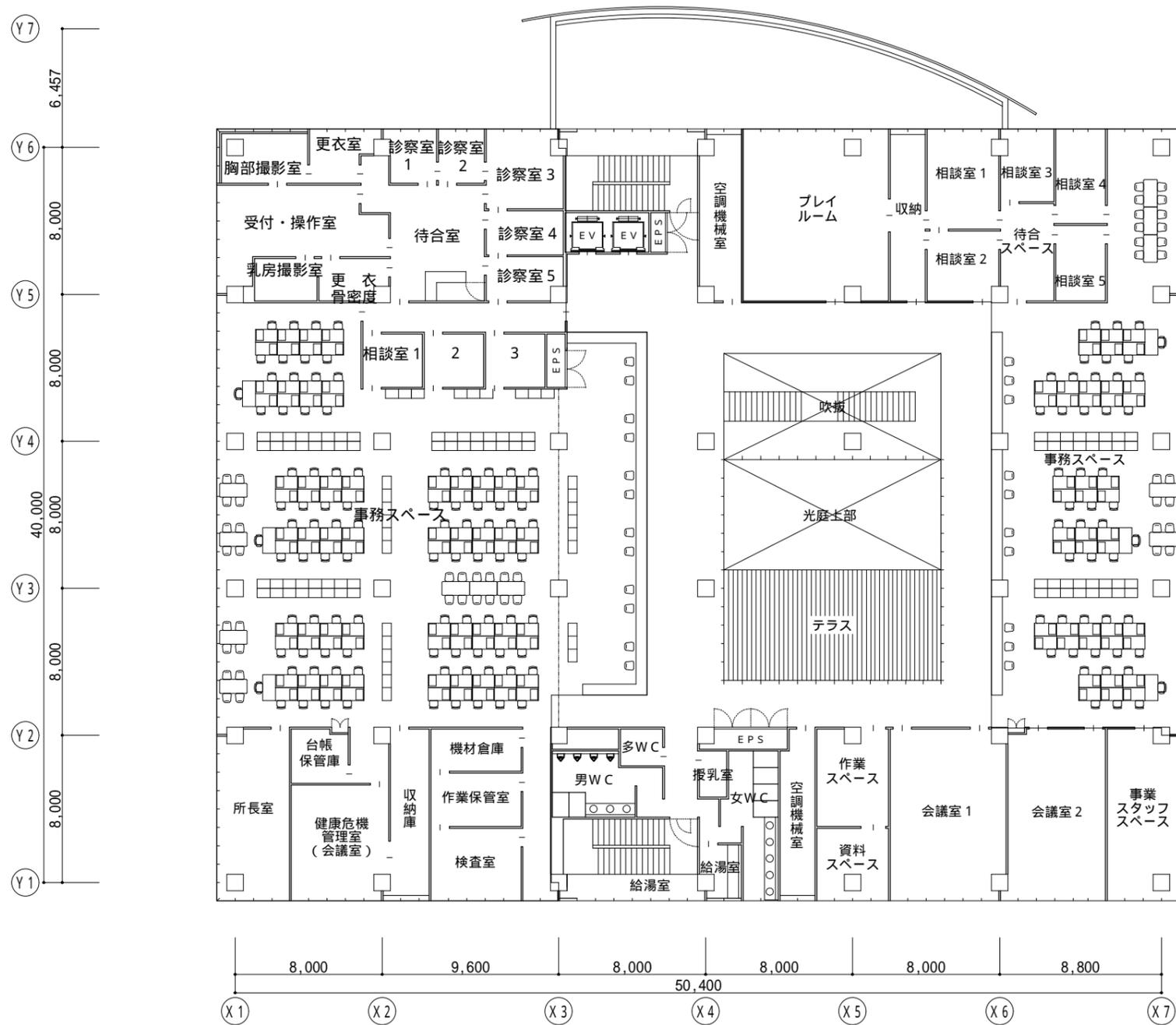
駐車場	利用者用31台(うち障害者用2台) 公用10台
自転車駐車場	利用者用40台、公用・職員用60台

4 スケジュール

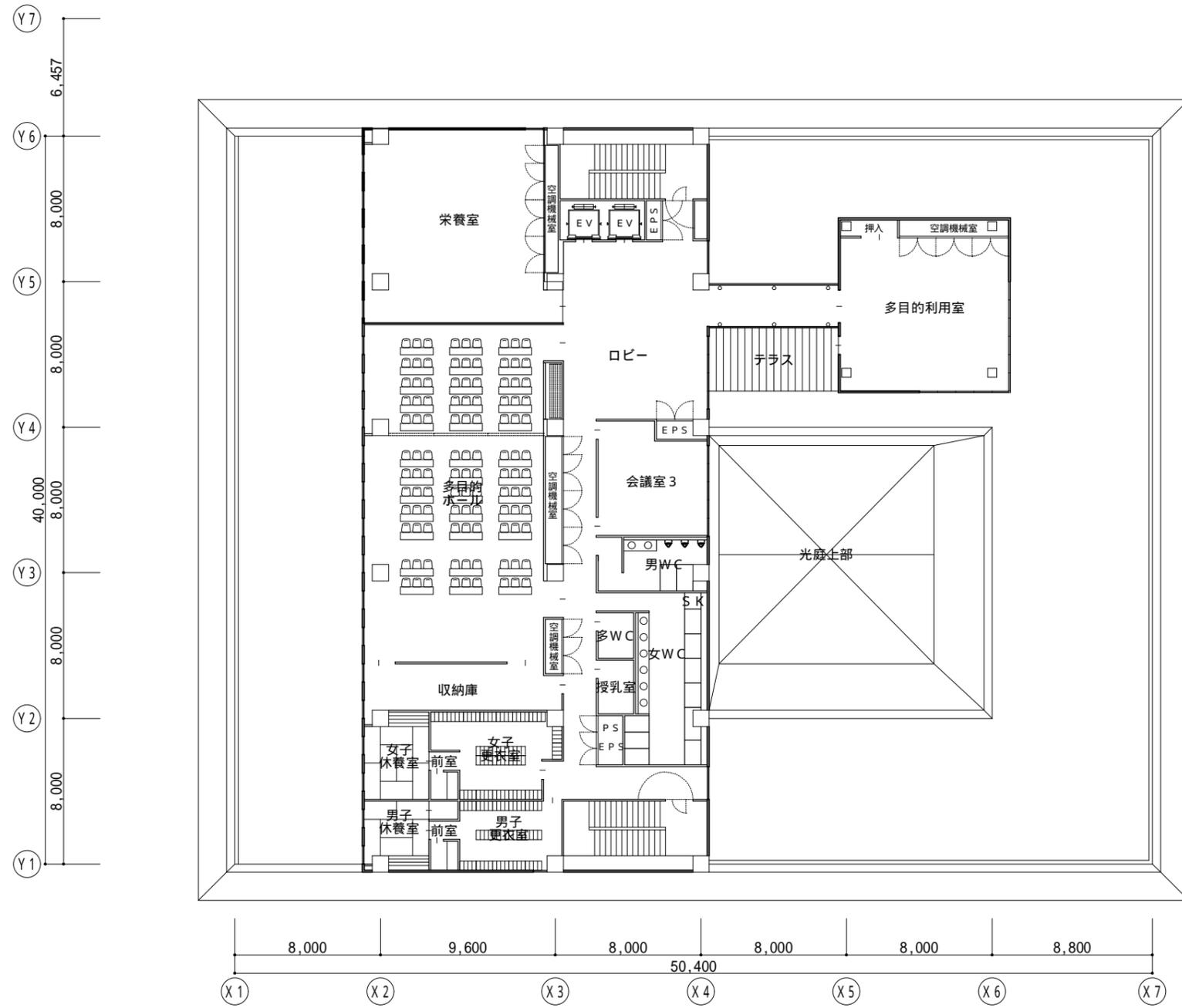
平成21～22年度 建設工事
平成23年度 開設



1階 $S = 1 / 300 (1, 586 \text{m}^2)$ 計 $(4, 865 \text{m}^2)$



2階 $S = 1 / 300 (2,007\text{m}^2)$



3階 S = 1 / 300 (879 m²)

葛飾区子育て支援行動計画
(後期計画・案)

中間報告

平成21年9月

葛飾区

目 次

第 1 章	計画の考え方	1
	計画の位置づけ	1
	計画期間	3
	基本理念	4
	基本的視点	4
	基本目標	5
	計画の推進と評価	6
第 2 章	基本目標と行動方針	7
基本目標 1	子育てを支えるまち	7
基本目標 2	子どもが健康に育つまち	9
基本目標 3	子どもの成長をみんなで支えるまち	11
基本目標 4	子どもの安全・安心が保たれるまち	13
基本目標 5	子どもの心身が健やかに成長するまち	15
基本目標 6	親と子どもがともに学び育つまち	17
基本目標 7	一人ひとりの特性に配慮するまち	19
第 3 章	主な事業	21

第 1 章 計画の考え方

計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」により策定が義務づけられている、市町村行動計画です。葛飾区では、平成 14 年 4 月に「葛飾区子育て支援推進プラン」を策定し、児童福祉はもとより、子育て支援に関わる母子保健・教育・まちづくり等の施策を総合的に実施してきました。平成 15 年 8 月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、区市町村による次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定が義務づけられました。そこで、平成 17 年 4 月から平成 22 年 3 月までの 5 年間の計画期間とする「葛飾区子育て支援行動計画（前期計画）」を定め、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備について計画的に取り組んできました。

この計画では前期計画を継承し、平成 22 年度からの 5 年間についての区の子育て支援の充実と発展について定めます。

「次世代育成支援対策推進法」の目的(第 1 条)

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

国・地方公共団体・一般事業所・国民（区民）がそれぞれの立場で行動することが求められています。

次世代育成支援対策推進法の基本理念(第 3 条)

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

父母その他の保護者の第一義的責任を踏まえつつ、「子育ての意義」についての理解が深まること、そして「子育てに伴う喜びが実感」できることに配慮が必要とされています。

【基本的な視点(行動計画策定指針)】

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。
子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

(3) サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

(4) 社会全体による支援の視点

企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するよう取り組みます。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもや虐待等の子どもなどに十分配慮し、広くすべての子どもと家庭へ支援します。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

NPO、子育てサークル、母親クラブ等の地域団体、社会福祉協議会や民間事業者等、伝統文化継承の取組など、さまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

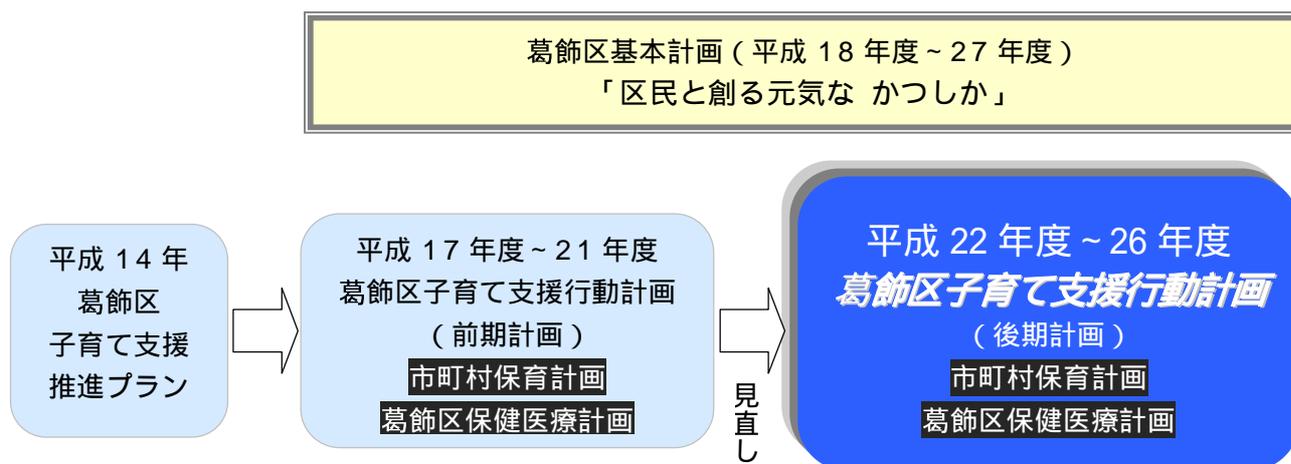
(8) サービスの質の視点

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。また、サービスに関わる人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

(9) 地域特性の視点

葛飾区の人口構造や産業構造、社会資源の状況等を踏まえて、葛飾区が主体的に取り組みます。

【葛飾区における計画の位置付け】



計画期間

平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間で全体の計画期間であり、平成 17 年度から 21 年度までを前期計画期間として子育て支援行動計画を実行してきました。

これまでの実績と社会情勢の変化、子育てニーズの変化等を踏まえて、平成 22 年度から 26 年度までの後期 5 か年について計画を策定します。

基本理念

子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく。

この計画の基本理念では、次世代育成支援対策推進法や子どもの権利条約（「児童の権利に関する条約」）の趣旨を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えるということ、地域全体で子育てを支えるということ、そして家庭や地域の子育て力を高めていくということを盛り込みました。なお、この理念は、前期計画策定にあたって定めたものを後期計画にあたっても継承しています。

基本的視点

1. 子どもの幸せを第一に考える

子どもの健やかな発達・成長・育成に視点を置き、一人ひとりの子どもの状況に目を向けたきめ細やかな施策の実施に努めます。

2. 子育て中の親や子どもの成長を社会全体で支援する

地域社会との連携や協働により、子育て中の親と子どもの成長を社会全体で支える仕組みづくりを目指していきます。

3. すべての子どもと家庭を対象にする

すべての子どもと家庭を対象に幅広く支援をするという観点から、施策の充実に努めます。

4. 家庭と地域の子育て力を高める

子育ての第一義的な責任は家庭であるとの視点のもと、家庭教育の充実に図ります。また、子どもたちは地域社会の中で温かく見守られながら健全に成長していくという視点のもと、地域の子育て力を高めていきます。

5. 特に配慮を必要とする子どもや家庭への対策を強化する

虐待を受けた子ども、障害をもつ子ども、問題行動を起こす子ども、ひとり親や養育家庭など、特に配慮を必要とする子どもと家庭への権利擁護の充実に努めます。

6. サービス提供側の専門性の確保、サービスの質の確保・向上を図る

地域特性を活かした子育て支援サービスを展開するとともに、サービスの質を確保していきます。

7. 親の妊娠期から青少年期までの総合的な取組を推進する

親の妊娠から子どもの出生、青少年期に至るまでの総合的な取組を、保健・福祉・教育分野が相互に連携して推進していきます。

基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの項目を計画の基本目標とします。

子育ての第一義的な責任はそれぞれの保護者にありますが、その保護者を、地域社会、企業等、行政(区)が支えていくという意識をあらわすものとして「まち」という表現に統一しています。

1. 子育てを支えるまち(保育計画の策定)

多様な保育サービスのニーズに応えることで、子育てと仕事が両立しやすい環境を整備していきます。また、すべての子育て家庭を視野に入れた保育サービスの展開や質の確保と向上を図ります。

2. 子どもが健康に育つまち

妊娠期から学童期、思春期に至るまで、母子の健康を支えるための健診体制等の充実をはかるとともに、児童虐待の防止対策に取り組みます。

3. 子どもの成長をみんなで支えるまち

子どもの成長を地域社会でも支えられるよう、子育てがしやすい就労環境やワークライフバランスの普及啓発に取り組むとともに、企業や商店街、NPOなど、さまざまな人びとが子育てのサポーターとなるような人材育成に取り組みます。

4. 子どもの安全・安心が保たれるまち

親も子ども安心して生活が送れるよう、生活環境の整備や公共的建築物や街路等のバリアフリー化に取り組みます。また、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれないような、地域での見守りも促進します。

5. 子どもの心身が健やかに成長するまち

子どもたちの知性・感性・品性をはぐくみ、豊かな人間性と人格を兼ね備えた人として成長できるよう、学校での教育環境を整備していきます。

6. 親と子どもがともに学び育つまち

子育て中の親が親として成長していくことを支援していくため、また、子どもを支える地域社会がより豊かなものとなるため、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージにあわせた学びの場づくりに取り組めます。また、子育て中の悩みなどを気軽に相談できる人と人とのつながりをつくります。

7. 一人ひとりの特性に配慮するまち

一人ひとりの「ちがいを尊重しながら子育てが進められるような体制を整備します。とりわけ、社会の支援が必要な、障害のある子ども、ひとり親家庭の子どもなどが安心できるような体制づくりを進めます。

計画の推進と評価

1 計画の周知

この計画の推進にあたっては、子育て家庭、子育てに関わる事業者、関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要です。そのため、策定した計画については、関係者、関係団体に周知するとともに、広報紙やホームページへの掲載、サービス内容を取りまとめた冊子等の制作などにより、広く区民に周知します。

2 区民や民間団体との協働

計画の基本理念「子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく」を実現するためには、家庭、保育・教育機関、地域、企業、行政などが連携・協力して子育て支援に取り組む必要があります。

特に、地域で子育て支援に取り組む NPO や、子育てサークルなどとの協働を積極的に進めることにより、子育てを地域で支える体制をととのえます。

3 子育て家庭のニーズや保育需要を捉えた事業の推進

この計画は、平成22年度からの5年間を計画期間とし、子育て支援に関する主な事業を実施することとしています。子育て家庭のニーズは、現状や前期行動計画の5年間からも多様化しており、保育需要についても大きく変化しています。このことから、本計画については、主な事業の推進を基本として、子育て支援の視点から必要される事業を取り入れながら進めていきます。

4 施策の実施状況の把握と評価指標に基づく評価

この計画に定められた施策の評価については、目標量に対しての供給量による量的な評価の他に、利用者の満足度による施策ごとの評価指標に基づく評価を実施します。

それぞれの評価内容については、毎年度、広報紙やホームページへの掲載などにより区民の皆さんにお知らせし、ご意見をいただきます。また、今後の計画の推進や見直しにあっても、アンケート調査などを活用し、区民の皆さんのご意見を反映させていきます。

第 2 章 基本目標と行動方針

基本目標 1 . 子育てを支えるまち

【現状と課題】

葛飾区では、平成 14 年の葛飾区子育て支援推進プラン、平成 17 年策定の葛飾区子育て支援行動計画(前期計画)を通じて、計画的に保育サービスの提供をしてきました。平成 21 年 4 月現在、葛飾区ではいわゆる「待機児」が 62 名となっています。待機児を解消するために、認可保育所の設置等、サービスの量的な充実を図る必要があります。平成 20 年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、保育サービスに関し、希望した時期に希望どおりの保育サービスが利用できたという回答は 48.7%にとどまっています。社会情勢の急激な変化の中で、保育サービスの需要は多様化しており、保護者が安心して子育てをしながら、社会に参画していくためにも、保育サービスの充実が求められています。

子育て支援に関する意向調査のアンケート結果では、就学前の児童をもつ未就労の保護者の 66.6%が「子どもがある程度大きくなったら就労したい」と回答し、「すぐにでも若しくは 1 年以内に就労したい」の 17.9%とあわせて 8 割以上の保護者に就労希望があります。また、グループヒアリングでは、共働き世帯の保護者では、仕事と両立して子育てを行わなければならないため、負担が大きいという意見が出されています。

このようなことから、保護者の就業形態などにあった多様な保育サービスを充実させ、働く保護者がゆとりを持って子育てにも仕事にも向き合える環境整備を行う必要があります。

子どもを育てていく第一義的な責任はそれぞれの保護者にありますが、子育ては地域全体で支えていく必要があります。しかし、子育てが地域の人に(若しくは社会で)支えられていると「全く感じられない」と回答した人が就学前のお子さんをもつ保護者の 9.3%、「どちらかといえば支えられていない」と回答した人が 23.5%にのぼっています。

在宅で子育てをしている保護者に対し、子育て支援サービスや子育てサークルについての情報提供を行い、まち全体で子育てを支えている実感を得られるよう、情報提供の充実と周知方法の工夫を行います。

社会情勢の変化から、今後も保育サービスのニーズが高まることが考えられます。保育サービスの必要量の充足と質の確保を今後とも進めていきます。

【重点的な取り組み】

（１）子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事を両立しやすい環境を整備するために、延長保育や休日・夜間保育など、多様な保育事業について、子育て支援に関する意向調査結果などをもとにニーズ量を推計し、目標量を定めます。

（２）在宅の子育て支援

一時保育や子育てひろばなど、在宅で子育てをする家庭を対象にした事業について、子育て支援に関する意向調査結果などをもとにニーズ量を推計し、目標量を定めます。

（３）保育サービスの質の確保

第三者評価の充実など、保育サービスの質の確保のための取り組みを推進していきます。

【新規事業】

認定こども園の設置

就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供していきます。

病児保育事業

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、当該児童を一時的に保育する専用スペースを診療所等に設置して保育を行います。

夜間保育所の設置

保護者の就労形態が多様化する中、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育を行います。

(仮称)子育て送迎ステーションの設置

待機児の地域格差を解消するために、駅周辺等に(仮称)子育て送迎ステーションを整備し、待機児の多い地域から少ない地域への保育園へ送迎を行います。

基本目標 2 . 子どもが健康に育つまち

【現状と課題】

産まれてくる子どもが健やかに成長していくことは、すべての人の願いです。

平成 20 年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、希望する子育て支援策として、就学前の児童をもつ保護者の 63.8%が「夜間や休日の医療体制の整備」を、26.3%が「妊産婦や乳幼児の健康診査、保健指導など母子保健の充実」を挙げています。

妊娠中から乳幼児期、学齢期に至るまで、適切な保健・医療サービスが利用できるための取り組みが必要です。

妊娠中から乳幼児にかけての定期健診に加え、生後 4 ヶ月までの乳児のいる家庭への訪問も実施し、母子の健康状態を良好に導くとともに、悩みや心配などの相談にのれる体制を整えていきます。保健所の乳幼児健診では、疾病の早期発見や予防に加えて、育児不安の解消や母親の孤立化の予防を重視すると共に、育児ストレスによる産後うつへの解消にも力を入れる必要があります。

子育ての過程で発生する児童虐待への対応も課題となっています。

平成 20 年度に専門支援員に対して行ったグループヒアリングでは、最近の母親は、子育てで問題が起こると必要以上に自分を責めてしまう傾向があるという指摘がありました。育児不安を取り除くための専門支援員による家庭訪問でも拒絶される場合があり、本当に支援が必要な人への適切なアプローチが課題です。

平成 20 年度に子ども家庭支援センターで対応した児童虐待に関する相談はのべ 3,305 件に達しています（一人の児童の相談に複数回対応している場合はその回数がカウントされています）。

虐待は、その児童の生涯にわたり大きな影響を及ぼすものであり、また、単に虐待の加害者を摘発・処罰するだけでは問題は解決しません。虐待に至る前に保護者等の問題に対処できる相談体制の充実、虐待の早期発見と早期対処、そして虐待を受けた児童に対する適切なケアを進めていきます。

葛飾区では、子どもが心身ともに健康に育つまちを作るための取り組みを、保護者に対する支援の方策も含め、進めていきます。

【重点的な取り組み】

（１）母子保健の推進

妊娠中から母子の健康が保たれるよう定期健診や訪問指導を行うとともに、乳幼児の事故防止や小児感染症の予防に取り組みます。また、不妊治療に対する経済面・心理面の支援も行います。

（２）児童虐待の防止

子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の予防・早期発見・早期対処に取り組みます。乳幼児健診時のスクリーニングや健診未受診者への働きかけなどを通じて児童虐待の防止を推進するとともに、育児不安や孤立感などに悩む親に対して働きかけを行い、虐待予防や治療的取り組みを充実させます。

【新規事業】

安全・安心な妊娠・出産を迎えるための環境づくり

妊婦健康診査 14 回分等を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させ、母子の健康障害を予防します。

また、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

こんにちは赤ちゃん訪問事業

出生通知票をもとに助産師・保健師が生後 4 ヶ月になるまでの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配事や産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。また、生後 2 ヶ月時にお母さん同士が交流する場を提供するなど、多様なアプローチにより保護者の育児不安や孤独感の軽減を図ります。

親と子の食育推進事業

保育園等の保護者に対して、家庭での食育の取り組みに関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸し出しや教材の提供を通して、園における食育の推進を支援します。

すくすく歯育て支援事業

子どものむし歯が急増する 2 歳期に母子双方の歯科健診と予防処置を行うことにより、かかりつけ医の定着を促し、子どものむし歯を予防します。また、歯育てに関する知識の普及啓発のために健康教育を実施します。

配偶者暴力防止事業

配偶者暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。子どもが健康で安全に生活することができるように DV 相談を実施します。また、DV の早期発見に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。

基本目標 3 . 子どもの成長をみんなで支えるまち

【現状と課題】

子育てを支援するためには、企業をはじめとする地域社会の支えが必要です。

国では、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を発表し、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現を目指しています。

平成20年度実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、就学前の児童をもつ保護者のうち育児休業制度を母親が利用したのは21.8%、父親では0.4%、父母両方が利用したのは0.3%にとどまっています。国では、2017年に女性の育児休業取得率を80%に、男性の取得率を10%に向上させることを目標にしています。また、6歳未満の子どもがいる家庭の男性の育児・家事時間を現状の1日60分から2017年には1日2.5時間にまで向上させることを目標にしています。

これらの取り組みは、行政が目標に掲げるだけでは実現しません。個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが必要になります。とくに、育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備と利用しやすい職場風土づくりの推進が必要です。

区では、それぞれの企業がワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所の取り組みについて、情報提供や相談に応じることなどで応援します。

子どもの成長を支えるためには、地域社会の人材等を活用することも大切です。近年の核家族化の進行で、子どもたちに先人の知恵や遊びを伝えていくための世代間交流や、商店街などでの子どもの見守り、区内の事業所でのものづくり体験など、さまざまな形での子育て支援の方策を検討していきます。

【重点的な取り組み】

（１）企業の取組を支援

子育て中の保護者が就労しやすい環境を整えられるよう、企業に対して「事業主行動計画」の策定支援や普及啓発を行います。また、ワークライフバランスの啓発もあわせて行います。

（２）地域の社会資源の活用

葛飾区には、さまざまな活動をする市民団体や企業・商店、NPOなどがあります。これらの団体等が積極的に子どもの健全育成に関わり、地域全体で子どもの健やかな成長を見守っていく、葛飾区らしい子育て支援の取り組みを進めます。

（３）地域の人材育成

子育て支援に取り組む人びとを応援し、新たに子育て支援に取り組む人びとの育成に努めます。

【新規事業】

中小企業のための仕事と生活の調和応援事業

東京都が実施する「東京都中小企業両立支援推進助成金」に対する上乗せ助成を行うことで、企業に対するワークライフバランスの意識啓発や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促進します。

児童館での保育ボランティア等の活用

児童館の子育て講座等において、地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、児童館の製作事業等において地域の方々が持っている様々な子育て支援のノウハウを活用します。

区民大学

地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援していく講座を実施します。

基本目標 4 . 子どもの安全・安心が保たれるまち

【現状と課題】

子どもが健やかに育つためには、子どもを取りまく環境が安全・安心に保たれることが大切です。

平成20年度に行った子育て支援に関する意向調査のアンケート調査では、希望する子育て支援策として、就学前の児童をもつ保護者の37.5%が「子どもが安心して遊べる公園や安全な歩道などの整備」を挙げています。また、子育て支援に関する意向調査の自由記述や、あわせて行ったグループヒアリングでも、安全な歩道や公園の整備についての意見が多く出されました。

子どもを連れて安全に外出できるよう、区では安全な歩道の整備や公共交通機関のバリアフリー化を進めています。また、公園や公共施設のトイレに、おむつ交換のための設備や授乳スペースの設置を促進しています。あわせて、子どもを連れて安全に利用できる施設の情報提供も進めていきます。

近年、子どもが巻きこまれる犯罪などに対して懸念する声が高まっています。区では、安全パトロールを実施するとともに、PTA や地元商店街などと協働して、安全が確保されるまちづくりに向けての取り組みを強化していきます。

子どもの安全・安心が保たれるまちをつくるために、区・保護者・地域が協働したまちづくりを進めていきます。

【重点的な取り組み】

(1) 子どもの安全を守る

子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、道路や公園の安全性を高める取り組みや、地域社会の見守り体制を強化していくための取り組みを推進します。

(2) 親と子が外出しやすい道路や施設環境の整備

子どもを連れて円滑に利用できる道路整備や、授乳やおむつ交換をできる場所の設置などを通じて、快適な外出ができる環境の整備を進めます。

(3) まちづくりや子どもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画の推進

まちづくりや公園・遊び場づくりなどの計画の場に子どもや子育て中の親などが参加する機会を増やすことで、利用者のニーズに適合した施設整備を進めていきます。

【新規事業】

(仮称) 子育て支援ガイドブックの作成

妊娠から出産、子どもが中高生になるまでの子育て支援サービスに関する情報をまとめた、ガイドブック(冊子)を作成します。

歩道勾配改善事業

妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。

「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置

小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳などができるスペースを設置します。

基本目標 5 . 子どもの心身が健やかに成長するまち

【現状と課題】

子どもたちが、知性、感性、品性や体力を育み、豊かな人間性と人格を兼ね備えた次代を担う人間となることは、社会の安定的な発展のために欠かせないことです。

子育て支援に関する意向調査の小中学校関係者に対するグループヒアリングでは、子どもの学力や生活習慣、コミュニケーション能力などで、以前と比べて個人差が大きくなっているという意見が出されています。その要因として、核家族化の進行や子育てに対する親の考え方の変化、おとなが子どもに向き合う度合いの差が、家庭によって大きくなっているのではないかと指摘されています。

葛飾区では、子どもたちが一人ひとりの資質や能力を伸ばし、活かすために、基礎的・基本的な知識・技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の獲得、学習意欲・学習習慣の確立を重要視しています。

一人ひとりの能力にあわせてわかる授業を推進していくとともに、部活動や総合型地域スポーツクラブ事業などを通じて身体的な成長をサポートすること、食育などを通じて基本的な生活習慣を確立することが大切です。

また、一人ひとりの人権を尊重する取り組み、とりわけ自尊感情（自分がかげがえのない存在であるという自己評価）を確立していくことで、社会的逸脱行動の抑制、いじめなどの防止を進めていく必要があります。

教育施設についても、多様な地域の人々に支えられた特色のある学校づくりを進めていきます。地域や企業、事業所の協力を得たり、郷土と天文の博物館や公共図書館などの地域にある教育施設を活用しながら、児童・生徒が主体的に参加できる多様な体験活動や探究活動に取り組んでいきます。

【重点的な取り組み】

（１）確かな学力の定着

義務教育修了までに、すべての子どもが自立して社会で生きていく基礎を修得するよう、少人数授業の推進など、確かな学力の定着のための取り組みを検討します。

（２）豊かな心の育成

地域の伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する子どもが育つよう、「豊かな心の育成のための取り組みを検討します。

（３）健やかな体の成長

幼児期や小学校低学年の早い段階から、家庭や地域とも十分に連携して、家族ぐるみ、地域ぐるみで、子どもたちの「健やかな体」を育てていきます。

（４）良好な教育環境の整備

一人ひとりの子どもが良好な教育環境のもと学べるよう、学校での教育環境を整備していきます。

【新規事業】

総合型地域スポーツクラブ事業

身近な地域で子どもから高齢者までが色々な種目を様々なレベルに応じてスポーツに親しむための総合型地域スポーツクラブを地域住民が主体となり、設立するとともに、活動内容を充実していきます。

食育の推進

各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育指導計画」を作成するとともに、学校給食をはじめ、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図っていきます。

アレルギー性疾患児童・生徒への対応

アレルギー性疾患を持つ児童・生徒の状況を把握し、学校での配慮・管理が医師の指示に基づくような仕組みをつくり、学校における取り組みを安全で効率的に実施していきます。

体力の向上

児童・生徒の体力測定値が全国平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で特色を持った子どもの体力向上に向けた取り組みを推進していきます。

学校地域応援団の推進

地域における様々な世代の人たちや活動団体の経験、知識を集結し、学校教育が抱える課題に対して、地域が応援することによって豊かな教育環境を整えていきます。学校ごとに「学校地域応援団」を設置し、支援活動を実施していきます。

基本目標 6 . 親と子どもがともに学び育つまち

【現状と課題】

近年の核家族化の進行により、保護者が子育てについての悩みや迷いを相談する相手を見つけることが困難になってきています。

平成20年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケート調査で、就学前の児童をもつ保護者が相談相手として挙げたのは、配偶者が56.4%、親や親戚が21.6%、友人が14.5%で、保育園・幼稚園や子ども家庭支援センターなどは5%に満たない状況でした。この結果は、子育ての悩みを家庭の中で解決しようとする現れだと考えられます。また、子育てについての知識の習得方法では、「育児書や子育て雑誌、インターネットなどのメディア」が43.2%と最も多く、「親や家族」が33.4%、「友人知人との情報交換」が13.8%でした。雑誌やメディアからの情報は、ともすると「平均」「一般」からはずれることへの恐れを増幅し、一人ひとりの子どもの個性を受け入れられない不安感を抱かせる場合もあります。

保護者が子どもの育て方や子どもとの接し方を学ぶ機会を提供し、自分の子どもの状況を大切にできるようにすることが必要です。そのために、母親学級やパパママ学級などを通じて、子育てについて学び、子育てについての疑問などを解消する機会をつくっていきます。また、子育てをしている保護者同士の交流の機会を設けていきます。

近年の少子化により、乳幼児と接する機会が少ない小学生・中学生については、まもなく親になっていく世代だと位置づけて、乳幼児とのふれあい体験を進めていきます。

親と子どもが地域の中でともに学び育っていくまちづくりを推進します。

【重点的な取り組み】

（１）親が子育てを学ぶ機会の提供

子育て中の親が、親として成長していくことを支援していくために、結婚から子どもの出産、子どもの自立に至るまで、親のライフステージや子どもの年齢にあわせた多様な学びの機会を提供します。

（２）相談や出会いの場の提供

身近なところで地域の人々や子育て中の親同士が出会い、情報交換や相談ができる場を充実させ、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。

（３）次の親世代の育成

子どもたちが次世代の親に成長していくという点を重視し、小学生や思春期の子どもたちの乳幼児とのふれあいを促進し、生命の大切さや親になることの意味を考える機会を提供します。

（４）年代や興味・関心に応じた様々な子どもの居場所づくり

家庭・学校・地域で協力し、放課後や週末に地域の大人と子どもがふれあう場所『子どもの居場所』をつくります。子どもと大人のふれあいを通して、大人たちも交流を深めることで、地域での子育ての輪を広げます。

【新規事業】

母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級

父として母としての心構えや両親が助け合って育児ができるように妊娠中の生活や出産の話や沐浴実習を実施します。平日に参加できない夫婦のために、休日を利用して休日パパママ学級を実施します。

児童館における乳幼児や保護者への育児支援の充実

乳幼児と保護者が気軽に児童館を利用し、「のびのび広場」、「子育て講座」、「親同士の交流」、「子育て相談」の各事業を通して子育て中の保護者が安心して子育てできる環境を支援していきます。

児童館でのあそびの広場(小学生対象)の拡充

小学生の自主性、社会性、創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図るために、集団あそびや伝承あそび、読み聞かせや工作などを指導員のもとで子どもたちの声を取り入れながら安全に行います。

児童館での中高生の居場所づくりの充実

中高生が気軽に集い、簡単なゲーム等で憩える場や、バンドやダンスなどの自主的な活動の場を提供することで、中高生の健全育成と仲間づくりを支援します。

基本目標 7 . 一人ひとりの特性に配慮するまち

【現状と課題】

すべての子どもは、一人ひとりが個性をもち、尊重されるべき存在です。
その中でも、障害のある子やひとり親家庭に育つ子どもたちについては、十分な配慮が必要です。

平成 20 年度に実施した、子育て支援に関する意向調査の障害児の保護者に対するグループヒアリングでは、小学校入学後の子どもの療育や保護者の交流の場に対する意見が出されました。また、幼稚園や小学校の受け入れ体制について、障害のある子どもとない子どもの交流の促進についても、多くの希望が出されました。区では障害のある子どもたちが健やかに成長していくために、早期からの療育や就学上の配慮、学校卒業後の進路などについて、子どもや保護者を支えていきます。また、乳幼児検診などを通じて、障害の早期の発見や保護者の相談支援も充実していきます。

平成 17 年の国勢調査によれば、区内には母子家庭が 2,963 世帯、父子家庭が 384 世帯あります。そのうち 6 歳未満の子どもがいる世帯は母子家庭 597 世帯、父子家庭 41 世帯です。平成 12 年の調査と比べると、母子家庭父子家庭ともに増加傾向にあります。平成 20 年度に実施した、ひとり親家庭の保護者のグループヒアリングでは、精神的、経済的な困難についての意見が出され、一人ひとりの実情に沿った細やかな取り組みが求められています。区ではひとり親家庭等がそれぞれ抱える問題の解決のために、それぞれの家庭に対して総合的な支援を実施します。

【重点的な取り組み】

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭がかかえる経済的、心理的などの子育て上の困難を緩和するための施策を推進します。

(2) 特性にあわせた支援が必要な子どもへの支援

障害のある子どもの療育体制や相談体制の整備を進めます。また、障害をもつ子どもたちの社会参加の拡充や自立支援と、障害のある子どもの保護者への支援の充実に取り組みます。

【新規事業】

母子生活支援施設の建替え

老朽化の進む施設の建替えに伴い、母子世帯の安定した生活状況を確立するためのサービス向上、自立促進を図ります。

障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減

地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。

第3章 主な事業

1 子育てを支えるまち

(1) 仕事と子育ての両立支援

待機児の解消

＜具体的な取り組み方針＞																																		
認可保育所のほか認証保育所、家庭福祉員など多様な保育資源を積極的に活用し、特に待機児の多い地域、年齢の受入れ枠を拡大し、待機児の解消を図ります。																																		
事業名	事業内容					所管																												
認可保育所	<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、日中保育ができない保護者に代わり、保育を行っていきます。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th>0歳児</th> <th>1・2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4・5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>8,167</td> <td>667</td> <td>2,583</td> <td>1,604</td> <td>3,313</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>8,514</td> <td>690</td> <td>2,808</td> <td>1,644</td> <td>3,372</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>347</td> <td>23</td> <td>225</td> <td>40</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>						定員	内 訳				0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	21年度	8,167	667	2,583	1,604	3,313	26年度	8,514	690	2,808	1,644	3,372	増減	347	23	225	40	59	育成課 子育て支援課 保育管理課
	定員	内 訳																																
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児																													
21年度	8,167	667	2,583	1,604	3,313																													
26年度	8,514	690	2,808	1,644	3,372																													
増減	347	23	225	40	59																													
認証保育所	<p>大都市特有の保育需要に対応するため、東京都独自の制度です。定員が20～120名で駅前設置を基本とするA型と定員が6～29名で0歳～2歳児までを保育するB型があります。すべての保育所に13時間以上の開所を義務付けています。施設基準等は、認可保育所に準じた基準になっています。保育料は、施設ごとに設定しています。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th>0歳児</th> <th>1・2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4・5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>253</td> <td>51</td> <td>144</td> <td>25</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>384</td> <td>82</td> <td>224</td> <td>34</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>131</td> <td>31</td> <td>80</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>						定員	内 訳				0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	21年度	253	51	144	25	33	26年度	384	82	224	34	44	増減	131	31	80	9	11	育成課 子育て支援課
	定員	内 訳																																
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児																													
21年度	253	51	144	25	33																													
26年度	384	82	224	34	44																													
増減	131	31	80	9	11																													
家庭福祉員	<p>子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が家庭福祉員として認定した方が、自身の家庭で2歳未満の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境で保育を実施します。なお、家庭福祉員の認定及び施設については、一定の基準が設けられています。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="2">内 訳</th> <th rowspan="2">人員</th> </tr> <tr> <th>0歳児</th> <th>1・2歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>79</td> <td>28</td> <td>51</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>85</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>						定員	内 訳		人員	0歳児	1・2歳児	21年度	79	28	51	23	26年度	85	30	55	25	増減	6	2	4	2	子育て支援課						
	定員	内 訳		人員																														
		0歳児	1・2歳児																															
21年度	79	28	51	23																														
26年度	85	30	55	25																														
増減	6	2	4	2																														
認定こども園の設置 (新)	就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する事業です。					育成課 子育て支援課																												

多様な保育サービスの提供

< 具体的な取り組み方針 >

保護者の就労形態の多様化などによる多様な保育需要に対応するために、認可保育所や私立幼稚園などで様々な保育サービスを展開します。従来実施していた病後児保育事業に加え、新たに病気の回復期にいたらない児童を保育する病児保育事業を実施します。

事業名	事業内容	所管																			
延長保育事業	<p>保育所で通常の保育時間を超えて子どもを保育する事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">内 訳(箇所数)</th> </tr> <tr> <th>1時間</th> <th>2時間</th> <th>3時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>62</td> <td>16</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>67</td> <td>20</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		内 訳(箇所数)			1時間	2時間	3時間	21年度	62	16	1	26年度	67	20	2	増減	5	2	1	子育て支援課 保育管理課
	内 訳(箇所数)																				
	1時間	2時間	3時間																		
21年度	62	16	1																		
26年度	67	20	2																		
増減	5	2	1																		
病児保育事業 (新)	<p>児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、当該児童を一時的に保育する専用スペースを診療所等に付設して保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	0	0	26年度	8	2	増減	8	2	育成課 子育て支援課							
	定員	箇所数																			
21年度	0	0																			
26年度	8	2																			
増減	8	2																			
病後児保育事業 (施設型)	<p>(施設型) 保育所に在籍中等の子どもが、「病気回復期」であることにより、集団保育が困難な期間、保育所などで一時的にその子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">施設型</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>28</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		施設型		定員	箇所数	21年度	8	2	26年度	28	7	増減	20	5	育成課 子育て支援課 保育管理課					
	施設型																				
	定員	箇所数																			
21年度	8	2																			
26年度	28	7																			
増減	20	5																			
病後児保育事業 (訪問型)	<p>(訪問型) 保育所に在籍中等の子どもが、「病気回復期」であることにより、集団保育が困難な期間、家庭等に保育士等が訪問して子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>訪問型</th> </tr> <tr> <th>年間延べ訪問回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>		訪問型	年間延べ訪問回数(回)	21年度	0	26年度	800	増減	800	子育て支援課										
	訪問型																				
	年間延べ訪問回数(回)																				
21年度	0																				
26年度	800																				
増減	800																				

<p>休日保育事業</p>	<p>日曜・祝祭日や年末年始に保護者が仕事などのため保育ができない場合に子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="710 405 1066 521"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>20</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>80</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>60</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	20	2	26年度	80	8	増減	60	6	<p>育成課 子育て支援課 保育管理課</p>
	定員	箇所数												
21年度	20	2												
26年度	80	8												
増減	60	6												
<p>私立幼稚園 2 歳児受け入れの実施</p>	<p>私立幼稚園において、2 歳児からの受け入れを行い、幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得や幼児の心身の健全な発達を醸成します。</p>	<p>育成課</p>												
<p>私立幼稚園での預かり保育事業</p>	<p>私立幼稚園で通常の保育時間以降や夏休みなどに子どもを預かる事業です。</p>	<p>育成課</p>												
<p>特定保育事業</p>	<p>保護者の就労形態等に合わせ、週 1～2 日程度、または午前のみ、午後のみなど、必要に応じて子どもの保育を行う事業です。ただし、今計画では、通常保育及び一時保育の中で実施していきます。</p>													
<p>夜間保育所の設置（新）</p>	<p>保護者の就労形態が多様化する中、夜間においても保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="710 1095 1066 1211"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>30</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>30</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	0	0	26年度	30	1	増減	30	1	<p>育成課 子育て支援課</p>
	定員	箇所数												
21年度	0	0												
26年度	30	1												
増減	30	1												
<p>（仮称）子育て送迎ステーションの設置（新）</p>	<p>待機児の地域格差を解消するために、駅周辺等に（仮称）子育て送迎ステーションを整備し、待機児の多い地域から少ない地域の保育園への送迎を行う事業です。</p>	<p>育成課 子育て支援課</p>												

学童保育クラブ事業

< 具体的な取り組み方針 >

放課後、保護者が働いていたり、病気などで面倒をみられない小学校低学年の子どもを保育します。真に必要な地域について、増設を行い、事業の充実に努めます。

事業名	事業内容	所管												
学童保育クラブ事業	<p>放課後帰宅しても保護者の就労または疾病等の理由で適切な監護を受けられない小学校低学年の児童(障害がある児童は6年生まで)に生活の場を与え、指導、健全育成を図る事業です。各小学校へ学童を設置し、わくわくチャレンジ広場(放課後子ども事業)との連携などの取り組みを行っていきます。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入会児童数</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>3,657</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>4,121</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>464</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		入会児童数	箇所数	21年度	3,657	66	26年度	4,121	76	増減	464	10	育成課 子育て支援課
	入会児童数	箇所数												
21年度	3,657	66												
26年度	4,121	76												
増減	464	10												

(2) 在宅の子育て家庭への支援

在宅の子育て家庭に対する保育サービスの提供

< 具体的な取り組み方針 >

出産や通院等で子どもを保育することが困難になった場合や保護者がリフレッシュや自身の活動を行う場合にも利用できる在宅の子育て家庭も視野に入れた保育サービスの充実に努めます。

事業名	事業内容	所管																			
一時保育事業(施設型)	<p>(施設型)保護者が仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどの場合に、保育所などで一時的に子どもを保育する事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">施設型</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>箇所数</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>94</td> <td>10</td> <td>25,500</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>184</td> <td>19</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>90</td> <td>9</td> <td>22,500</td> </tr> </tbody> </table>		施設型			定員	箇所数	日数	21年度	94	10	25,500	26年度	184	19	48,000	増減	90	9	22,500	育成課 子育て支援課 保育管理課
	施設型																				
	定員	箇所数	日数																		
21年度	94	10	25,500																		
26年度	184	19	48,000																		
増減	90	9	22,500																		
一時保育事業(訪問型)	<p>(訪問型)保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合に、保育士等が家庭を訪問して子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>訪問型</th> </tr> <tr> <th>年間延べ訪問回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>		訪問型	年間延べ訪問回数(回)	21年度	0	26年度	800	増減	800	子育て支援課										
	訪問型																				
	年間延べ訪問回数(回)																				
21年度	0																				
26年度	800																				
増減	800																				

<p>ファミリーサポートセンター事業</p>	<p>区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人（ファミリー会員）と支援することができる人（サポート会員）を結ぶ会員制の育児支援事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="638 448 1114 568"> <thead> <tr> <th></th> <th>箇所数</th> <th>会員数(サポート会員のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>1</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>1</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		箇所数	会員数(サポート会員のみ)	21年度	1	295	26年度	1	315	増減	0	20	<p>育成課</p>
	箇所数	会員数(サポート会員のみ)												
21年度	1	295												
26年度	1	315												
増減	0	20												
<p>ショートステイ事業</p>	<p>親の病気・出産・出張などの理由で育児が困難なとき、子どもを泊りがけで短期間保育する事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="686 734 1043 855"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	5	1	26年度	5	1	増減	0	0	<p>子育て支援課</p>
	定員	箇所数												
21年度	5	1												
26年度	5	1												
増減	0	0												
<p>トワイライトステイ事業</p>	<p>残業等で親の帰宅が遅い場合、夜間子どもを預かり、夕食の提供など生活の援助を行います。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="708 1048 1066 1169"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	20	1	26年度	20	1	増減	0	0	<p>子育て支援課</p>
	定員	箇所数												
21年度	20	1												
26年度	20	1												
増減	0	0												
<p>育児支援訪問事業</p>	<p>特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや助産師、保育士等が家庭を訪問し、家事や子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="734 1384 1091 1505"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間延べ訪問回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>830</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>679</td> </tr> </tbody> </table>		年間延べ訪問回数(回)	21年度	151	26年度	830	増減	679	<p>子育て支援課</p>				
	年間延べ訪問回数(回)													
21年度	151													
26年度	830													
増減	679													
<p>子育てひろばの実施</p>	<p>子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="708 1720 1066 1841"> <thead> <tr> <th></th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>		箇所数	21年度	19	26年度	28	増減	9	<p>子育て支援課</p>				
	箇所数													
21年度	19													
26年度	28													
増減	9													

(3) 保育サービスの質の確保

<p>< 具体的な取り組み方針 ></p> <p>良質な保育サービスを提供し続けるために、第三者評価制度の活用等により、質の維持向上に努めます。</p>		
事業名	事業内容	所管
第三者サービス評価の実施	区立の保育施設において、第三者評価機関による専門的かつ客観的な立場からの評価を行い、保育サービスの質の向上を図ります。また、認証保育所が第三者評価を受ける際の助成を行い、サービスの向上を促進していきます。	福祉管理課

2 子どもが健康に育つまち

(1) 母子の健康の推進

＜具体的な取り組み方針＞		
<p>妊娠中から母子の健康を保ち安心して出産を迎えるための定期健診や訪問指導を行い、育児不安を早期に発見し対応するとともに、乳幼児の事故防止や小児感染症の予防に取り組みます。また、子どもたちが健全な食生活を実践するための家庭・学校・地域などにおいて食について学ぶ機会を提供し、食に対する理解を深めていきます。</p>		
事業名	事業内容	所管
安全・安心な妊娠・出産を迎えるための環境づくり (新)	妊婦健康診査 14 回分等を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させ、母子の健康障害を予防します。 また、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。	保健サービス課 保健センター
こんにちは赤ちゃん訪問事業(新)	出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配事や産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。また、生後2ヶ月時にお母さん同士が交流する場を提供するなど、多様なアプローチにより保護者の育児不安や孤独感の軽減を図ります。	保健サービス課 保健センター
育児支援に重点をおいた乳幼児健診	乳幼児の疾病の早期発見・早期予防に努め、健やかな子育てを支援します。また、母親の心の健康に重視した問診票の活用により、母親自身の健康づくりを支援します。	保健サービス課 保健センター
親と子の心の健康づくり	子どもの発達の遅れや子どもとの関わり方が不安な親に対して、親子でのグループ遊びや専門家を交えたグループワークなど個々の事情に応じた有効な方法を活用し、親子の成長を支援します。	保健サービス課 保健センター
乳幼児の事故予防対策	家庭における乳幼児の不慮の事故を防ぐために、乳幼児健診時や児童館・育児グループへの出張教育の際にビデオ・チャイルドマウス等を利用した事故予防教育を実施します。	保健サービス課 保健センター
乳幼児の急病時対応策	子どもの急病時に、的確な対応・判断ができるように、緊急時の応急手当などを記載した育児支援ガイドブックを配布するほか、乳幼児健診・育児学級・育児グループの際に急病時の対応を指導します。	保健サービス課 保健センター
はしかの予防対策	はしかが流行しないように予防接種率 100%を目指し、接種状況の把握や未接種者への勧奨を行います。	保健サービス課 保健センター

結核の予防接種	結核の予防接種 B C G の接種時期は 6 ヶ月未満であり、4 ヶ月児健診時に予防接種を行います。医学的な判断で 6 ヶ月までに接種できなかった乳幼児に対しては、保健所・保健センターでの接種を行います。	保健予防課
アレルギー相談の実施	乳幼児健診等での個別相談のほか、アレルギー相談窓口を設置し、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者等と連携して相談体制の充実を図ります。	保健サービス課 保健センター
アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発	アレルギー情報の提供、アレルギー性疾患の症状へのケアや予防など、リーフレットの作成や講演会等によりアレルギー性疾患に関する正しい知識を普及します。	保健サービス課 保健センター
栄養教育の実施	子どもの健やかな成長や発達のために、母親学級、乳幼児健診、児童館、育児グループ等における栄養指導やリーフレットの配布により望ましい食生活についての栄養教育を実施します。また、小児期からの生活習慣病の早期発見と本人及び保護者への予防指導を行っていきます。	健康推進課 学務課
親と子の食育推進事業 (新)	保育園等の保護者に対して、家庭での食育の取り組みに関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸し出しや教材の提供を通して、園における食育の推進を支援します。	健康推進課
すくすく歯育て支援事業 (新)	子どものむし歯が急増する 2 歳期に母子双方の歯科健診と予防処置を行うことにより、かかりつけ医の定着を促し、子どものむし歯を予防します。また、歯育てに関する知識の普及啓発のために健康教育を実施します。	健康推進課
子ども医療費助成の実施	中学校 3 年生までの児童に対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。	子育て支援課

(2) 児童虐待の防止

<p>< 具体的な取り組み方針 ></p> <p>子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組みます。乳幼児健診時のスクリーニングや健診未受診者への働きかけなどを通じて児童虐待の防止を推進するとともに、育児不安や孤立感などに悩む親に対して働きかけを行い児童虐待を予防します。</p>		
事業名	事業内容	所管
虐待防止早期支援事業	子ども家庭支援センターと保健所・保健センターが連携して虐待予防、早期発見を行います。エディンバラ産後うつ質問票を活用して虐待リスクの1つである産後うつの早期発見と支援を行い、必要な場合は精神科医や臨床心理士による相談を行います。また、保健師が健診未受診者の状況を把握して、育児不安や孤立感に悩む親に対して働きかけを行い、児童虐待を予防します。	子ども家庭支援センター 保健サービス課 保健センター
グループワークの実施	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対してグループで話し合う機会を設定し、親の支援を通して児童虐待を予防します。	子ども家庭支援センター
育児支援訪問事業（再掲）	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的に行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。	子ども家庭支援センター
要保護児童対策地域協議会	虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族への援助を実施します。	子ども家庭支援センター
虐待相談の実施	虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族への援助を実施します。	子ども家庭支援センター
ショートステイ事業の実施(再掲)	親の養育機能が低下している場合に、施設で子どもを一時的に預かり、子どもを虐待から保護していきます。	子ども家庭支援センター
見守りサポート	児童養護施設等での措置終了後に家庭復帰となり、再び家族で過ごす親子に対して、地域での見守りを行います。	子ども家庭支援センター
子どもと親に対する支援の実施	虐待を受けた子どもの心理療法、親に対するカウンセリング等を実施し、安定した生活を送れるように支援するとともに、虐待の再発を防止します。	子ども家庭支援センター
配偶者暴力防止事業（新）	配偶者暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。子どもが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。また、DVの早期発見に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。	人権推進課

<p>(仮称)子ども総合センターの整備</p>	<p>すべての子どもと家庭に対して妊娠・出産期から学齢期・思春期に至るまでの一貫したきめ細やかなサービスを行う拠点として(仮称)子ども総合センターを整備します。特に、児童虐待防止に総合的に取り組む体制を強化します。</p>	<p>育成課</p>
-------------------------	---	------------

3 子どもの成長をみんなで支えるまち

(1) 企業の取り組みの支援

<p><具体的な取り組み方針> 区内企業に対し子育てに対する取り組みの啓発を行うとともに、職場環境の整備を促進します。</p>		
事業名	事業内容	所管
企業向けセミナーの実施	区内の企業向けにセミナーを実施し、ワークライフバランスの推進や育児休業制度の定着を図る。また、事業者が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定すること等について企業の理解を促進します。	育成課
中小企業のための仕事と生活の調和応援事業（新）	東京都が実施する「東京都中小企業両立支援推進助成金」に対する上乘せ助成を行うことで、企業に対するワークライフバランスの意識啓発や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促進する。	人権推進課

(2) 地域の社会資源の活用

<p><具体的な取り組み方針> 地域で活動する方々や様々な団体の子育て支援活動を支援するとともに、地域にある子育て支援に関する資源の活用に努めます。</p>		
事業名	事業内容	所管
子育て支援活動の拠点整備	子育て支援に関する活動団体に活動場所を提供するとともに、活動のノウハウや、活動団体同士の情報交換を行うネットワークの拠点を（仮称）子ども総合センター、子ども家庭支援センター、基幹型児童館に整備します。	育成課
児童館での保育ボランティア等の活用（新）	児童館の子育て講座等において、地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、児童館の製作事業等において地域の方々が持っている様々な子育て支援のノウハウを活用します。	育成課

(3) 地域の人材育成

<p><具体的な取り組み方針> 子育て支援に取り組む人びとを応援し、新たな子育て支援に取り組む人びとの育成に努めます。</p>		
事業名	事業内容	所管
区民大学（新）	地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援していく講座を実施します。	生涯学習課

4 子どもの安全・安心が保たれるまち

(1) 子どもの安全を守る

< 具体的な取り組み方針 >		
公園においては、死角をつくらない植栽や施設の配置、明るさの確保など、安全性の検討をするとともに、自主管理団体等と連携し、事故や犯罪から子どもたちを守る取り組みを行ないます。また、地域住民が主体となった自主的に公園を含めたまちの安全を点検したり、危険箇所の改善策を検討する活動を支援します。		
事業名	事業内容	所管
安心・安全な公園づくり	次の視点から安心・安全な公園づくりを進めます。 植栽や建築物および照明施設の配置に配慮した、犯罪抑止効果の高い見通しの良好な公園づくりを行います。	公園課
公園の安全点検	日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体・所轄警察・地域町会・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取り組みを行ないます。	公園課
子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援	子どもたちのアンケートから犯罪危険の実態を明らかにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活動を通して危険箇所の改善や子どもを守る活動が区内に広がるよう支援します。	生涯学習課

(2) 親と子どもが外出しやすい施設環境の整備

< 具体的な取り組み方針 >		
乳幼児を持つ親を含めて、全ての親が安全・安心に移動できるように、交通バリアフリー法に基づいて基本構想を策定し、駅や駅周辺のバリアフリー化を一体的に進めます。また、歩行者の安全や遊びなど潤いの場となる公園の整備などを総合的に進めます		
事業名	事業内容	所管
あんしん歩行エリア整備事業	「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立石・堀切・四つ木の約284haの地区において、車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への対応などの地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交通安全施設の整備等を重点的に実施します。	道路補修課
「誰でもトイレ」の設置	公園を整備する際には、ベビーキープ(乳幼児専用いす)等を常設した「誰でもトイレ」を設置します。	公園課
(仮称)子育て支援ガイドブックの作成(新)	妊娠から出産、子どもが中高生までの子育て支援サービスに関する情報をまとめた、ガイドブック(冊子)を作成します。	育成課
歩道勾配改善事業(新)	妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかに改善します。	道路補修課

「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置（新）	小さな子どもを連れて親が安心して外出を楽しむため、おむつ替えや授乳などができるスペースを設置します。	育成課
------------------------	--	-----

(3) まちづくりや子どもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画の推進

<p><具体的な取り組み方針> 子どもや子育て中の親、地域住民などの意見を取り入れながら、まちづくりや児童館の行事を進めていきます。</p>		
事業名	事業内容	所管
子どもと子育て中の親の意見を取り入れた児童館づくり	児童館の行事や企画に子どもや地域の人たちの意見を取り入れ、利用者の視点に立った児童館づくりを進めます	育成課
あんしん歩行エリア整備事業（再掲）	「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立石・堀切・四つ木の約284haの地区において、車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への対応などの地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交通安全施設の整備等を重点的に実施します。	道路補修課

5 子どもの心身が健やかに成長するまち

(1) 確かな学力の定着

＜具体的な取り組み方針＞		
義務教育終了までにすべての子どもが生涯にわたり学習する基礎が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を高めていくための取り組みを行っていきます。		
事業名	事業内容	所管
わかる授業の推進	学習支援講師を増員し、少人数指導や習熟度別授業を充実するとともに、学習の習熟が十分でない児童・生徒に授業中の学習補助として、学習サポーターの配置や保護者、学生ボランティアなどの授業への協力を進めます。	指導室
授業時数と学習機会の確保	小中学校の夏季休業日の1週間の短縮は引き続き行い、1週あたりの授業コマ数の増加や土曜日の活用、放課後、家庭学習により、学習機会を確保していきます。	指導室
総合的な学習の時間の充実	体験的な学習を中心に授業内容を充実させていきます。教科では学べないような横断的な学習を実施していきます。	指導室
情報教育の充実	情報機器を活用した授業の充実や児童・生徒の情報活用能力の向上、情報モラル教育を積極的に推進していきます。	指導室
読書活動・学校図書館の充実	司書教諭や学校図書館支援指導員との十分な連携のもと、学校図書館ボランティアが運営に参加できる仕組みづくりを進めるとともに、公立図書館の資料を利用しやすくするため、学校図書館にインターネットに接続できる蔵書検索用のコンピュータを設置していきます。	指導室

(2) 豊かな心の育成

＜具体的な取り組み方針＞		
近年、若者による不条理な事件が多発しており、その背景として、精神的に未熟で、人間関係が不得手で、社会や人とのつながりを築けない孤独な若者像が指摘されており、「心の教育」が必要とされています。子どもたちがこれからの社会を生き抜くために、学校・家庭・地域社会が責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心などを育み、豊かな人間性を持った社会人を育成することをめざします。		
事業名	事業内容	所管
ジュニアリーダー講習会の実施	子ども会活動における少年ジュニア・リーダー)の育成を目的とした葛飾区子ども会連合会と区の共催事業で、ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢や地域の子どもの指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ります。	地域教育課

かつしか少年キャンプの実施	葛飾区子ども会連合会と区の共催事業で、小学校高学年の子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、子ども会のリーダー養成を図り、子ども会活動の活性化に寄与します。	地域教育課
家庭教育の充実	子育て、家庭教育に関する学習・交流の場や自主的な学習を推進するための「子育て・家庭教育応援制度」などを設けていきます。また、子どもの基本的な生活習慣を確立する仕組みとして、「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」カレンダーを配付し、生活リズム向上運動を実施していきます。	指導室 地域教育課
いじめ・不登校への対応	いじめや不登校の予防対策や発生後の対策として全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、きめ細かく、粘り強く組織的に対応していきます。	指導室
セーフティ教室の実施	警察署を中心に関係機関と連携しながら、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るためのセーフティ教室を実施し、学校・家庭・地域で子どもの非行・犯罪被害防止を図っていきます。	指導室
健全育成、生活指導の充実	学校支援指導員を臨機応変に配置し、問題行動への早期対応、早期解決を図っていきます。	指導室
部活動の充実	専門的な技量のある地域指導者を確保し、また、地域指導者を部活動の顧問とする取り組みを行い、地域ぐるみで指導体制を充実し、更なる部活動の充実を図っていきます。	指導室 地域教育課

(3) 健やかな体の成長

＜具体的な取り組み方針＞ 幼児期や小学校低学年の早い段階から、家庭や地域とも十分に連携して、家族ぐるみ、地域ぐるみで、子どもたちの「健やかな体」を育てていきます。		
事業名	事業内容	所管
体力の向上（新）	児童・生徒の体力測定値が全国平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で特色を持った子どもの体力向上に向けた取り組みを推進していきます。	指導室
食育の推進（新）	各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育指導計画」を作成するとともに、学校給食をはじめ、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図っていきます。	指導室 学務課
総合型地域スポーツクラブ事業	身近な地域で子どもから高齢者までが色々な種目を様々なレベルに応じてスポーツに親しむための総合型地域スポーツクラブを地域住民が主体となり、設立するとともに、活動内容を充実していきます。	生涯スポーツ課
アレルギー性疾患児童・生徒への対応（新）	アレルギー性疾患を持つ児童・生徒の状況を把握し、学校での配慮・管理が医師の指示に基づくような仕組みをつくり、学校における取り組みを安全で効率的に実施していきます。	学務課

(4) 良好な教育環境の整備

＜具体的な取り組み方針＞ 一人ひとりの子どもが、良好な教育環境のもとで学べるよう、あらゆる教育資源を有効に活用し、地域ぐるみ、社会総がかりで教育環境を整備していきます。		
事業名	事業内容	所管
特色ある学校づくりの推進	他校にはない独自性を打ち出していくため、教育活動を重点化して、予算を重点的に配分するなど、「特色ある学校づくり」に取り組みます	指導室
教職員の資質・能力の向上	すべての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力の向上できるように、さまざまな研修や研究活動を充実させていきます。	指導室
学校評価制度の推進(拡大)	学校の教育活動について、保護者や地域社会に情報を発信し、開かれた学校づくりを一層進めるとともに、適正な評価を受けていきます。	指導室
学校地域応援団の推進（新）	地域における様々な世代の人たちや活動団体の経験、知識を集結し、学校教育が抱える課題に対して、地域が応援することによって豊かな教育環境を整えていきます。学校ごとに「学校地域応援団」を設置し、支援活動を実施していきます	指導室 地域教育課

6 親と子どもがともに学び育つまち

(1) 親が子育てを学ぶ機会の提供

＜具体的な取り組み方針＞		
<p>子育て中の親が親として成長していくことを支援するために、子どもの出産から子どもの自立に至るまで、親のライフステージや子どもの年齢に合わせた多様な学習の機会を提供します。また、父親の育児知識・能力を高めることにより、両親が協力して育児を行うことにより、母親の育児不安を解消し、子育てを楽しむ環境を整備します。</p>		
事業名	事業内容	所管
母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級（新）	父として母としての心構えや両親が助け合って育児ができるように妊娠中の生活や出産の話や沐浴実習を実施します。平日に参加できない夫婦のために、休日を利用して休日パパママ学級を実施します。	保健サービス課 保健センター
ブックスタート事業	乳幼児健診時に絵本の入ったブックスタートパックを渡して絵本読みを行います。一緒に絵本を読むことの楽しさや絵本を介して子どもとふれあひことの喜びを伝えます。	葛飾図書館
親の学びのプログラム	子どもの年齢や発達段階に合わせた多様な学習プログラムを提供することにより、親の育児不安を軽減し、孤立感を解消します。また、そこで知り合った保護者同士が交流・学習を続けていくための支援をします。	育成課 地域教育課 保育管理課 子ども家庭支援センター 保健サービス課 保健センター 健康推進課

(2) 相談や出会いの場の提供

＜具体的な取り組み方針＞		
<p>身近なところで地域の人々や子育て中の親同士が出会い、情報交換や相談ができる場を提供し、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。</p>		
事業名	事業内容	所管
育児グループの育成・支援	同じ月齢を持つ母親のグループのほか多胎児のグループなど多様な育児グループに対して、健康情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解決方法を学ぶとともに子育て中の親同士の仲間づくりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。	保健サービス課 保健センター
子育てひろばの実施（再掲）	子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。	子育て支援課

子ども家庭支援センター	18歳までの子どもや子育て・家庭に関する総合的な相談を受けるとともに、深刻な問題に対しては、児童相談所や保健所・保健センター等関係機関と連携しながら継続的に支援します。	子ども家庭支援センター
悩みごと相談の実施	夫婦や子ども、家庭のことなど母親をはじめとした女性が抱える悩みなどの相談に対応します。	人権推進課
児童館における乳幼児や保護者への育児支援の充実（新）	乳幼児と保護者が気軽に児童館を利用し、「のびのび広場」、「子育て講座」、「親同士の交流」、「子育て相談」の各事業を通して子育て中の保護者が安心して子育てできる環境を支援していきます。	育成課

(3) 次の親世代の育成

<p><具体的な取り組み方針> 子どもたちが次世代の親に成長していくという点を重視し、小学生や思春期の子どもたちの乳幼児とのふれあいを促進して子どもの豊かな心を育むとともに、命の大切さや親になることの意味を考える機会を提供します。</p>		
事業名	事業内容	所管
乳幼児のふれあい体験の推進	保育園等において、小学生・中学生・高校生が小さな子どもとふれあう場を提供することを促進していきます。	育成課 子育て支援課 保育管理課

(4) 年代や興味・関心に応じた様々な子どもの居場所づくり

<p><具体的な取り組み方針> 子どもの個性に合わせた多様な居場所づくりを地域とともに進めていきます。</p>		
事業名	事業内容	所管
乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり	次の視点から乳幼児の利用に配慮した遊び場づくりを進めます。 公園には、幼児にも利用できる遊具を設けます。 また、可能な場合に限り、幼児が安心して遊べるよう、幼児コーナーを設けます。 幼児コーナーには、幼児の利用頻度の高い砂場を設けます。 砂場には柵を設け、犬猫のフン害による衛生面に配慮します。	公園課
わくわくチャレンジ広場	小学生の放課後等の「楽しい居場所」である、わくわくチャレンジ広場（放課後こども事業）の自由遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動など内容の充実を図り、子どもたちの豊かな社会性や創造性を育てていきます。また、学童保育クラブと連携し、放課後子どもプランを推進していきます。	地域教育課 育成課

地域行事への子どもの参加（小学生）	小学生の社会参加を促進していきます。また、様々な体験を通じて年齢や地域の異なる仲間と交流することにより、豊かな人格形成を図ります。	地域教育課
学び交流館の居場所づくり	学び交流館に、中高生が気軽に仲間と集える機会を提供していきます。	生涯学習課
図書館のヤングアダルトコーナーの充実	中高生向けの資料の充実を図りながら、参加型の企画やグループ学習のできるスペースの提供を行い、ヤングアダルトコーナーの利用を促進します。	葛飾図書館
地域行事への子どもの参加（中高生）	中高生の社会参加を促進していきます。また、様々な体験を通じて年齢や地域の異なる仲間と交流することにより、豊かな人格形成を図ります。	地域教育課
ボランティアの奨励	中高生が他人から必要とされる喜びを体験するため、ボランティア活動の場を設け、ボランティアの奨励をしていきます。	ボランティアセンター
児童館でのあそびの広場（小学生）の拡充(新)	小学生の自主性、社会性、創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図るために、集団あそびや伝承あそび、読み聞かせや工作などを指導員のもとで子どもたちの声を取り入れながら安全に行います。	育成課
児童館での中高生の居場所づくりの充実（新）	中高生が気軽に集い、簡単なゲーム等で憩える場や、バンドやダンスなどの自主的な活動の場を提供することで、中高生の健全育成と仲間づくりを支援します。	育成課

7 一人ひとりの特性に配慮するまち

(1)ひとり親家庭への支援

<具体的な取り組み方針>		
ひとり親家庭が抱える経済的、心理的な子育て上の困難を緩和するための施策を推進します。ひとり親が就労しやすい環境を整備し、生活や経済的な自立を支援します。また、さまざまな環境の家庭を視野に入れた施策を検討します。		
事業名	事業内容	所管
ひとり親家庭の総合支援の実施	経済的な問題、就労、子どもの養育など様々な悩み相談に応じて助言・情報提供を行うほか、母子世帯に対して「母子自立支援プログラム策定事業」を実施し、就業・自立を支援します。	子育て支援課
母子生活支援施設の建替え（新）	老朽化の進む施設の建替えに伴い、母子世帯の安定した生活状況を確立するためのサービス向上、自立促進を図ります。	子育て支援課

(2)特性にあわせた支援が必要な子どもへの支援

<具体的な取り組み方針>		
障害のある子どもの療育体制や相談体制の整備を進めます。また、特別な支援が必要な子どもの社会参加の拡充や自立支援と特別な支援が必要な子どもの保護者への支援を充実させていきます。		
事業名	事業内容	所管
子ども発達センター	障害のある乳幼児とその家族が地域で生活し、保育園や幼稚園に通いながら必要な訓練などの療育を受けたり、個別相談を行うとともに、親同士の交流を図る機会を提供します。また、保育所・幼稚園への訪問指導を行うなど関係機関と連携していきます。	障害者施設課
ふれあい交流の実施	障害のある児童とない児童が互いに交流し、その保護者も障害について理解する場を提供します。	育成課
疾病・障害の早期発見・早期対応	低体重で出生した乳児の入院中の医療費、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費などを助成することにより、子どもの健康管理に係る経済的負担を軽減して早期の治療・療育を図ります。	保健サービス課 保健センター
障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減（新）	地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。	障害福祉課 障害者施設課

基本理念

子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく

葛飾区子育て支援行動計画の体系

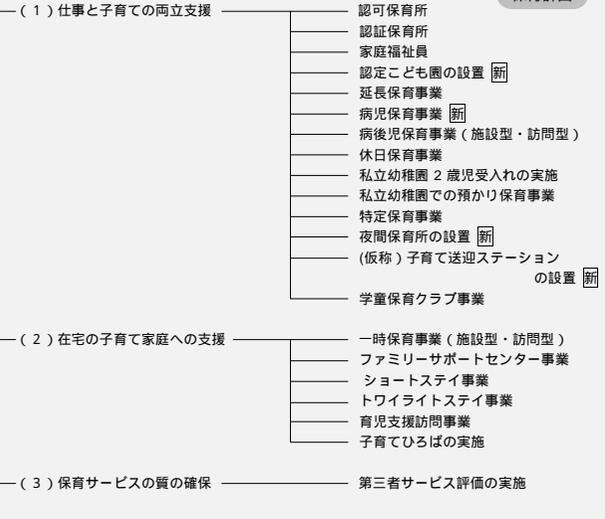
基本目標

重点的な取組み

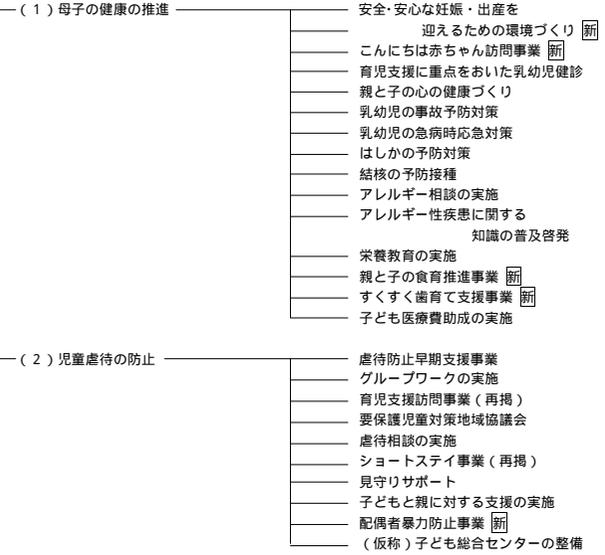
主な事業

保育計画

1. 子育てを支えるまち



2. 子どもが健康に育つまち



3. 子どもの成長をみんなで支えるまち

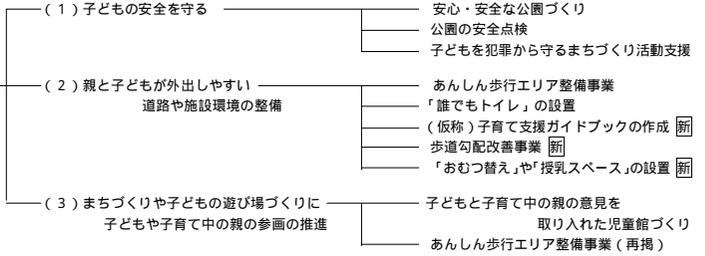


基本目標

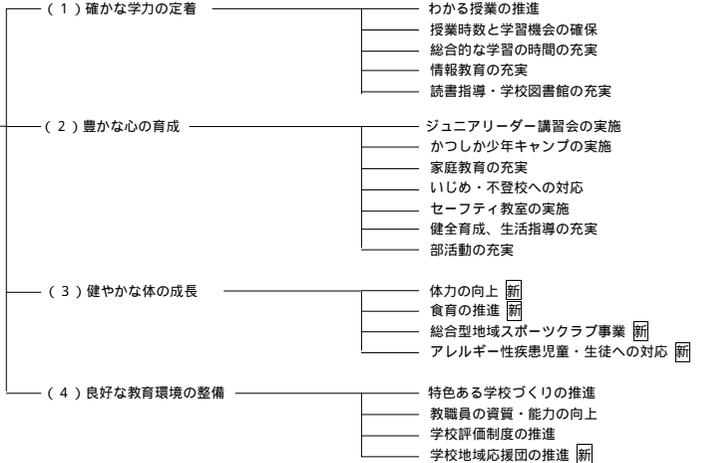
重点的な取組み

主な事業

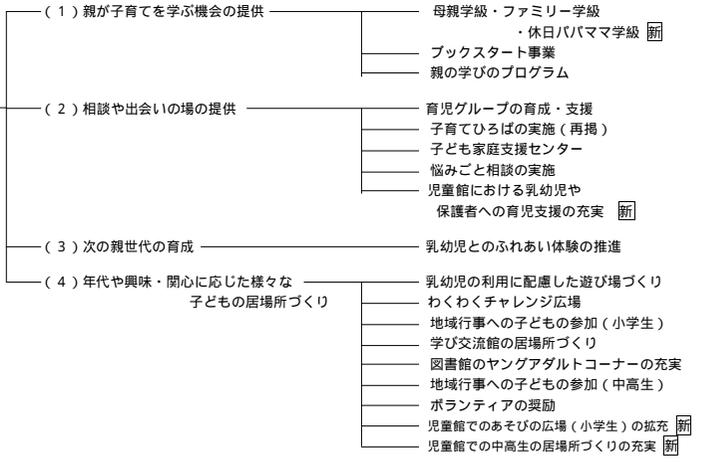
4. 子どもの安全・安心が保たれるまち



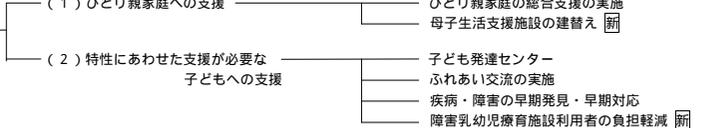
5. 子どもの心身が健やかに成長するまち



6. 親と子どもがともに学び育つまち



7. 一人ひとりの特性に配慮するまち



子育て支援行動計画 策定委員会 議事録

日 時	平成21年9月4日(金) 10時00分～12時10分	場 所	葛飾区男女平等推進センター 洋室A
出席者 (20名)	村井 美紀 委員 山口 千晴 委員 浦岡 秀次 委員 上田 郁子 委員 清水 正六 委員 山田 伸子 委員 小玉 薫 委員	加藤 尚子 委員 鈴木 秀史 委員 信川 仁道 委員(途中退席) 中道 浩一 委員 遠藤 ふじ子 委員 福島 一雄 委員 小林 葉子 委員	櫻井 慶一 委員 町山 芳夫 委員 松田 光子 委員 阿部 久之 委員 篠原 淑子 委員 佃 理恵 委員
欠席者 (5名)	阿部 優美 委員 井上 洋一 委員	芝山 薫 委員 伊藤 美知香 委員	内田 眞義 委員
事務局 (6名)	鹿又 幸夫(子育て支援部長) 佐藤 秀夫(計画担当係長) 本間 晶子(計画担当係主任主事)	赤木 登(子育て支援部育成課長) 羽鳥 秀明(計画担当係主査) (コンサル 森 すぐる)	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 第3回策定委員会課題整理 <ul style="list-style-type: none"> 1-1 中高生へのアンケート調査及びグループヒアリング結果 1-2 葛飾区内の企業規模及び就労状況に関する資料 1-3 児童扶養手当等に関する資料 1-4 (仮称)子ども総合センターに関する資料 ・資料2 後期「葛飾区子育て支援行動計画」(中間のまとめ) ・机上配布 「教え方の4段階」「老子(抜粋) 信川委員提供資料 		

1、議事

(1) 第3回策定委員会における課題について

会長挨拶、配付資料確認の後、信川委員より机上配付資料についての説明を行った。

信川委員：前回のこの委員会の町山委員より、子育てについても子どもの納得のいく形で子どもを育てなければいけないという意見があり、能率ハンドブックから「教え方の4段階」を抜粋した。私たち企業家の社員教育用マニュアルである。

学校と違って、教わる側の納得を得てすべて教えていくという形をとっている。この「教え方の4段階」では、「相手が覚えていないのは自分が教えなかったのだ」と結論づけている。このマニュアルは、おそらく子育てについても、親が子どもを教える場合にも参考になるのではないかと。

裏面には、老子哲学の一部を抜粋した。「重きは軽きの根たり、静かなるは躁(さわが)しきの君たり」という教えがあり、ものを教えていく場合、普段は親しく付き合うにしても、いったんものごとを教えるときには、重々しく超然とした態度でものごとを教えなければならない。教わる側も教える側も威厳を正した形で教わるほうが、ものの運びがいいということである。これは中国の老子の教えをとったものだが、私たち企業をや

る者についても、あるいは教える側についても、毅然として重々しい態度で臨むことがよろしいかと思う。

村井会長：「教え方の4段階」は私も以前学んだことがあるが、一番最初に「気楽にさせる」というのがあって、私は緊張させて嫌な気持ちにさせて、それから「さあ、覚えろ」みたいな感じでやっていたかなと反省をしたことを思い出した。子育ても、新米のお母さんたちに「気楽に」と言えるためにはこちらに自信がないと厳しい。なかなか中身の濃いものだと思う。

事務局より「第3回策定委員会課題整理」についての説明を行った。

中道委員：中学校では昨年度から各学校に1名ずつ、学校と地域を結ぶパイプ役の青少年委員が選出されることになり、昨年暮れに全校の生徒にアンケートをとったものがある。その要約が葛飾の「青少年委員だより」に出ている。中には特集でインターネットや携帯電話に関するものも出ているので、データとしてこういったものを参考にしたらどうか。

遠藤委員：私どもは子どもの居場所関係を中心に、中学生が地域にどのようにかかわっていくかという点でアンケートをとった。区内の約半数の中学校を抜きだして、地域参画ということを中心に考えている立場としてつくったものだ。

私たち青少年委員は、携帯電話についても、子どもたちの間で親が知らないうちに普及している部分がたくさんあり、子どもたちの実態を親が知らなければいけないという考え方から、東京都の「心の東京革命」がやっているファシリテーターの事業の一環として、ファシリテーター講座を始めている。

篠原委員：資料1-4の子ども総合センターについて。ハード部分は図面があるので、概要がわかる。子ども総合センターを子育て支援の活動をしている人たちの拠点にするということが、「子どもの成長をみんなで支えるまち」という項目の中の子育てひろばとか、親子カフェとかだなということがわかるが、ソフトの面での話し合いの場を作っていただきたい。23年度開設ということで、時間はたっぷりある。

村井会長：ソフト面、主な事業内容とかスタッフに関して、もう少し説明いただきたい。

事務局：現時点でまだ詳細が詰まっていないところもあるが、方向性としては今子育てひろば、親子カフェというところで、そうした団体の方への情報提供などをやっていきたいと考えている。詳細については今後検討するが、特に子育てひろばは区が直接やるのではなく、民間の事業者に入っていただくことになるだろう。大きな構想としては、今回の行動計画に盛り込んだような形でやっていくことになるが、詳細については、建設中に考えていくということで、細かなところまでは説明できないような状況である。

佃委員：子ども総合センターは、虐待を受けている子どもやそのお母さんたちのケアがメインだというのが柱にある一方で、子育てひろばや親子カフェなど、虐待を受けていない方も利用できるというような施設になるのか。

前期の子育て支援行動計画では、虐待を受けている子どもや虐待をしている親や保護者と、そうでない家庭の子どもや保護者を一緒の場にさせるリスクが非常に大きいと

いう議論があった。構想はとてもいいのだが、このまま走るのはすごく危険な気がする。委員としてこれを見過ごすわけにもいかない。話し合いの場を持てるチャンスがあるのか、ここで出た意見が総合センターに反映されるのかといったこともよくわからないので、何かこのままの資料で話し合いを進めていっていいのか。また、ここの場で話していいものなのか。

事務局：子ども総合センターでは児童虐待防止を中心とした事業の機能を強化することも大きな目的の一つである。いわゆる相談部門については2階ですべて行っていく。一般的な子育てについては1階部分のひろば事業、それから親子カフェを一体として運営する中で、実現していくというのが大きな流れである。ひろば事業の内容については、この委員会の議論の中でご提言をいただければ、われわれとしてはありがたい。

遠藤委員：健診ゾーンが1階、2階にあって、診察室だとか検査室だとかX線室とか、まるで小児科の医院のように感じてしまうが、これはどこまでの機能があるのか。

事務局：この建物全体が子ども総合センターなのではなくて、この建物は保健所と子ども総合センターの複合施設であり、葛飾保健所がこちらに移転する。建物の名前が子ども総合センターではなくて、機能として子ども総合センターがあるとご理解いただきたい。

福島委員：(この子ども総合センターは)私の施設のちょうど真ん前にできる。そもそも希望の家は東四つ木にあったが、この子ども総合施設をつくるのだということで、青戸のほうに移ってきてくれと言われた。

心に傷を負った子どもたちを支援していくために、保育士や児童指導員ばかりではなく、臨床心理士、小児精神科医が入っていて、子どもの治療をやっている。虐待を受けた子どもは福祉のサービスだけではなくて、心理的なケアと医療的なケアが一体となってやらないとうまく治療されない。今度ここにできる子ども総合センターにはソフトの面で援助できる。援助を連携していこうと思っている。

私どもでは親治療を始めている。月に2回半年かけて継続するというプログラムだが、この治療の場がない。施設の中でやることは、親のいない子どもがいたり、親と離れて生活しているので、親子が出入りしてこられたりすると困るということもあって、できるだけ外でや実施している。完成後はここでやったほうが良いと期待している。

図面を見ると、相談室はいっぱいあるので、それはそれでいいと思うが、治療をするとしたらどこになるのか。プレイルームは多分お子さんを連れてきた場合の遊び場にすのだろうと思いますし、多目的ホールはいろいろなものに使われるので、その辺で、ちょっとこんなのでいいのかなと懸念している。

虐待をした親と子どもを切り離してそのままにするのではなく、親と子を再統合するが、そのときに子どものほうは治療をしているが、親のほうは全然治療されていないので、再統合に失敗し、親子が別れてしまうのが現実。再統合してまた一緒に生活できるような支援したいということで親治療をやっている。そういうこともきちんと想定しながらつくと、うちが引っ越してきた意味が全然なくなってしまう。ショートステイやトワイライトをうたっているが、別にあそこでやらなくても今までのところでもやれるのだから、区もよく考えていただきたい。

村井会長：一般論だが、子ども総合センターというのは東京都独自の制度で、一般的には児童家庭

支援センターという。東京以外の地域では、一般に児童養護施設等の施設に付随している。施設に付随している利点は、相談しに行きたい人たちのバックアップ施設があることだ。虐待とDVは一体で、DVを受けている場合、そのDVを子どもが見ていることも虐待。そうすると、相談だけで帰宅させるわけにはいかない。あるいは親子を緊急に短時間分離したほうがいいときに、そういうバックアップ施設があるとずいぶん違う。

ただ、児童養護施設等の施設に付随して設置すると、施設のない区、地域にはそれができない。私も希望の家を見学させていただいたが、計画中の子ども総合センターと道路を隔てて真向かいなので、公と民が協力できるような体制ができればいいと思ってる。

事務局：もともとは、福島委員がお話ししたとおり、この施設の中にショート、トワイライトという養護施設や母子生活支援施設などの24時間施設との連携でやっていこうという考えがあった。たまたま近隣の土地で手当てができたということで、希望の家にはぜひここに来てほしいというのが区の願いでもあった。

現状では、子ども家庭支援センターの機能として、虐待防止に努めるときに緊急に一時保護しなければいけないようなときにショート、トワイライト、特にショートを使わせていただきたいという思いはとても強い。

ただ、総合センターができたときには、虐待の対応でのショートの使い方や、どういう形をお願いするか、どういふかたちで連携するかということについては、詰めなければいけないが、そういった形でぜひ連携していきたい。

上田委員：とても素晴らしい建物だが、ソフトはどうなっているのか。交通不便な場所でもあり、ベビーカーの時期には来にくいのではないかと。ここに来られない人をどうすくい取るのか。送迎なども考えないと、地域の人が利用しておしまいにならないようにしてほしい。また、中高生は利用できるのだろうか。思春期の悩みを相談できる場所もほしい。

事務局：中高生の利用については想定していない。就学前の相談の拠点として考えている。中高生については、児童館の見直しの中で検討していく。

遠藤委員：金町と青戸の統合という話だが、既存の施設は閉鎖するのか。

事務局：金町は、現状を維持する。区で初めての子育て支援施設ということで認知も高く残してほしいという要望もある。中高生対応の相談室機能を充実させたい。

遠藤委員：一応、18歳未満ということになるんですね。だから、就学前というよりは、中高生対応もできるような状態の相談窓口をつくっているという部分では、残していったほしいなと思います。

事務局：子ども総合センターの中の相談機能については、18歳未満までの対応はする。ただ、事業として、例えば中高生の居場所をこの中につくるといったことは想定していない。相談のほうはもちろん、青少年を含めた形でここで対応する。

村井会長：中学生くらいまでを対象にした行動計画として、相談の場として積極的に活用してほしい。保健所との合築のメリットを生かして、性と生のことも講座やグループ活動をしてほしい。次の世代の親としての教育の原点になる。ただの居場所ではなく、性の教育が必要。

事務局：思春期の性の問題は、保健所が現在対応しており、ここで子ども総合センターと一緒にすることによって、より充実できるかと思っている。例えば児童館で行っているような

居場所としての中高生の居場所づくりとしてのスペースをこの中にとることは考えていない。事業としては、中高生を対象とした事業、今保健所でやっている事業、あるいは子育てのほうでやっている事業というようなものは、この中に入って来る。さらに、保健所では医療的な部分からいろいろ思春期に対応しているが、それと子育て支援の事業と一緒にすることによって、より発信力も高まるかと思う。

村井会長：行動計画としては、6の相談や出会いに位置づけられるか。

事務局：そういうところに位置づけられる。

佃委員：中高生の場としては考えていないと断言されるのは残念。これから大人になって生み育てる「次の親」として、子育てひろばやカフェに参加してほしい。それで、こどもってこんなにかわいいとかこんなにうるさいとかこんなに小さいとか感じてほしい。居場所としての検討をしてほしい。

事務局：誤解があるようだが、来てはいけないというわけではない。ふれあい事業としては考えられる。中高生がボランティアをすとかふれあい体験とかは考えている。

福島委員：最初の構想では、希望の家と母子生活支援施設も子ども総合センターに盛り込むという話だった。母子生活支援施設は母親と子どもがいるところで、希望の家は親から離れた子どもなので、それを一緒にして、保健センターと子ども家庭支援センターをやることについては、職員から反対があった。それで、たまたま道一つ外れたところに土地があったので、そこを買って離れたが、母子生活支援施設については議会で反対が出てし、最初の構想とかなり変わってしまった。

最初の構想は、いわゆる健全育成をするような場ということよりは、むしろ治療を要するような家庭なり子どもなりを入れるということだった。拠点事業にいろいろな子育て支援のメニューがあって、それを知らないとか利用しないという母親やそういう人たちは、やっぱりここに来ないだろう。まして、交通の便も悪い。そこで、訪問型の子育て支援サービスはどうしたって必要だ。ある程度出られるようになったら、そこに医師、保健師はいるし、子ども家庭支援センターの職員や専門職員もいるだろうし、うちの専門職員もいるので、そこで親治療などができると考えていた。

虐待を受けた子どもの問題は児童相談所に移せばいいわけだが、私はいずれ児童相談所も区に移管されるという話を聞いているので、その「いずれ」がいつなのかというのはわからないが、そうすると、一時保護施設も必要になり、大変だと思っている。

上田委員：この「子育て支援行動計画」の30ページに、子ども総合センターの整備として、「すべての子どもと家庭に対して妊娠・出産期から学齢期・思春期に至るまでの一貫したきめ細やかなサービスを行う拠点として（仮称）子ども総合センターを整備します」と書いてある。中高生は来てはいけないというわけではないけれど、積極的に受け入れないということだと、途切れてしまう。ここを拠点としてきめ細かな相談やサービスをしていくとき、子育てひろばなど乳幼児の時間帯は午前中だろう。そうすると、夕方5時から7時ぐらいの間は、ここを中高生に開放してもいいだろうし、発想を転換して、子どものときにお母さんと一緒によく来ていた、とか、何か継続して利用できるようなものにしてほしい。

村井会長：一つの焦点は、中高生、特に中学生に対しての支援を、現在の中学生そして将来の次世

代という形でターゲットにするべきだということ、これはこの総合センターだけではなく、児童館などもあるので、その中で中学生等を中心とした居場所あるいは支援を、議題2の行動計画の全体の中で議論したい。

もう一つの論点は、このセンターの機能が、センターの建物の活用方法としての機能ではなくて、どういう専門性を持ったスタッフがこのセンターを拠点としてどう展開していくのかという視点で議論する必要がある。

(2) 後期「葛飾区子育て支援行動計画」(中間のまとめ)について

事務局より、後期「葛飾区子育て支援行動計画」(中間のまとめ)について説明を行った。

加藤委員：こんにちは赤ちゃん訪問事業は、出生通知票を基に訪問ということだが、おそらくリスクが高い、いろいろな面でサポートが必要な方は、この出生通知票自体を自主的には出さないことがあるかと思うが、そういった場合どのように対応されているのか。

事務局：どういう形で把握して実施していくのかということについては確認しておく。

加藤委員：虐待の早期発見と防止について、医療との連携が、全国的に非常に弱い

例えば「葛飾区にはこういう制度がありますよ」とか、「出産するといろいろやらなければいけない手続きとか、もらえるサポートがありますよ」といったことは、活用していくのに力が要る。社会支援を活用する一定の能力が必要だと感じている。入院している間に、保健師などが訪問して、出生通知書の提出の依頼や、オリエンテーション、あるいはサービス情報などをゆっくり説明できる機会があると、医療機関から個人情報保護提供を受けなくとも、区のサービスとして独自にアプローチできる可能性もできてくる。

あるいは、すでに保健所などで行っているかも知れないが、小児科や産院との連絡会のようなところで、医療機関との連携を、虐待防止という観点や子どもを健やかに健康に育てていくというところからも、検討していただきたい。

子どもや家庭に対するいろいろな支援があるが、実際に企業側の保育をサポートする取り組みや、社会全体が子育てや親を家庭に戻すとか、子育ての支援をするというようなところがすごく重要だと思う。

櫻井委員：基本施策、理念を変えていかないということは了解できるが、基本目標を、前回6個だったのが今回は7個にしている。こういう部分の変更はかなり理念を反映すると同時に、考え方に大きな変更がある。その辺をどの程度ここで議論してこういうふうに変えていったのか。

2点目は、事業の並べ方や主な事業の見直し。区民は自分がかかわっている事業、あるいは自分がこういう状態にあるときはどうしたらいいのかという、逆引きの形で区の施策表を見る。そういうときにこの並べ方の表現が十分かどうかという吟味が必要なのではないか。

資料2ないし資料3は主な事業だけかもしれないが、これで本当に十分なのか。例えば、

ひとり親家庭と、一人ひとりの特性というようなところでも、今大きな問題になってきている父子家庭の問題についての言及がない。そういうことも含めて、課のほうで、庁内を挙げて拾い出しをしていただいたかどうか。それは膨大な表になっても、やはり必要な資料である。

それから、進捗状況を公表するときに、こういう委員会、推進協議会のようなものを市民参加でつくっていくというのが、普通の手法になりつつあるが、これだけを読むと、区のほうにお任せしていくというような感じがする。今のこの時代にそれで本当にいいのか。

事務局：区の子育て部分については、私どもの資料としたものが提供できる。

この計画の、特に、体系図をどのような形で構成するのがよりわかりやすいかというのは、まさにこの委員会、あるいはパブリックコメントなど意見をいただいたうえで考えていきたい。

父子家庭については、原案をまとめたあとも、この委員会や幹事会、本部会の意見、区議会の意見、パブリックコメントなどを通じて、新たな形の事業が提案できれば、載せるべきものかどうか検討していきたい。その他についても、必要に応じて加除訂正を行いたい。

村井会長：基本目標に関しては6点を変えたのではなく、三つの目標の中の特にひとり親と障害児を持っている家庭に関して後期では強化・強調しようということで取り出した。この委員会で最初に基本目標は前期のものを踏襲していると確認させていただいたので、組み替えとか大幅な変更ではない。

篠原委員：推進協議会については前期のときに同様の提言をしたが、区の中でチェック機関を設けるという話で終わってしまってる。これから5年間の進捗をチェックする機関を望む。できればこのメンバーで構成してほしい。

それから、4ページの基本理念、「子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていく」とあるが、前期では「すべての子育て家庭」というところが議論になった。家庭外で育つ子もいるということで、「すべての子育て家庭を支えていく」という文言は違うのではないか。それで「子育てをあたたく見守り、支えていくとともに」という基本理念だったはずだ。

事務局：基本理念は前期のものを引き継ぐので、取り違えたものと思う。

篠原委員：児童館、保健所、図書館などの公共の施設に、子育て支援活動を集約した掲示板のようなものを設置すれば、皆さんに情報として流せるのではないかと思う。自治会の掲示板なども有効活用させていただくことも一つの案ではないか。

それからもう一つ、子育てに関する情報を提供する見本市のようなものを開催することを提案させていただきたい。そこで、いろいろな支援策があるのと同時に、いろいろな活動をしている人たちがいるということを子育て当事者に伝えていくことが必要なのではないかと思う。

小林委員：子ども総合センターなど、一カ所に立派なものができることは、それなりに意味があっ
ていいことだとは思いますが、子どもひろばや親子カフェといった簡単なものを、いろいろな
場所でみんなが利用できるように何かにくっつけていくといったことも考えていける

といい。この立派な建物までとても行きにくい場合など、近くでもっと簡単な、本当に参加しやすいものがあるといいなと思う。

それから「(1)子どもの視点」のところで「子育ては男女が協力して行うべき」とあるが、これはもう今や当たり前前に定着してきつつあるのではないかと思うし、ここの意味がわかりにくい。これは両親を言っているのか、社会すべての人を言っているのか。男女ということではなくて、両親なのか、社会すべての人なのか、もう少し具体的に書かれたほうがいい。もう男性女性といった問題ではないような気がする。

それから、「(6)すべての子どもと家庭への支援の視点」。ここは「すべての子ども」とあり、その下に「虐待等の子どもなどに十分配慮し」とありますが、これは虐待などが起こった子どもを想定して書かれている。私はすべての子どもというのならば、それ以前に(虐待を)起こさないことが大切なのではないかと思う。そうであれば、例えば虐待などが起こらない土壌の育成に努めるように考えたり、基本的にものごとをそういったことが起きてしまう前の視点で考えていかれるといいなと思う。

それから、基本目標「5.子どもの心身が健やかに成長するまち」という中で、「豊かな人間性と人格」というようなことは、基本的に学校教育ではなくて、幼児教育からが最も大切なのだということを私は強く考えているので、学校だけでなく幼児というような文言もぜひ欲しいということを読ませていただくたびに毎回思っている。「幼児教育、学校教育での環境を整備していきます」というふうに考えていただけるとありがたい。

佃 委員：協議会に関しては、前期のときに必要ないとい蹴されてしまったので、後期はぜひ協議会を設置していただき、「速やかに遂行されているか」、「クオリティーは保たれているか」ということを見ていきたい。委員になったからには、やはり世の中に出して、それを本当に育てていって、見届けたいというのが、私の責任かなと思う。

それから、やはり「子育ては男女が協力して行うべきもの」という文言がとても気になる。何かいい言葉に替えていただきたい。

また、小林委員と全く同じで、基本目標「5.子どもの心身が健やかに成長するまち」で、町山委員もおっしゃっているように、教育の現場は学校だけではなく、幼稚園も積極的にやっているの、学校だけと限定するのはいかがなものか。

新規事業でアレルギー疾患の児童対応というのがあるが、この点が何点か気になった。新規事業だけでなく、母子健康の推進というところにも、アレルギー相談の実施、知識の普及啓発というふうに書いているが、アレルギー疾患はとても難しい病気で、専門のドクターでも見解が分かれるのではっきりしないというのが現状である。

私は、第一子を産んだ6年前、保健センターに相談に行ったときに散々な目に遭った。アレルギーの知識がないのに、保健センターがアレルギー専門相談窓口というふうに窓口を掲げているので、本当にその指導のもとにアレルギーの治療を行ったら大変なことになるなと思った。そして、第二子を産んだ2年前、やはりアレルギー相談窓口というので保健センターに行ったが、やはり間違った知識を持っていた。残念ながら、4年たっても6年前の知識がそのまま、勉強されていない。

アレルギーというのはすごく難しく、相談の実施や知識の普及啓発というと、親御さ

んたちは、すぐるような気持ちでそこに行ってしまう。けれども、間違えた知識は生死にかかわるし、私は、保健センターではちょっと抱えきれないものなのではないかと思う。必要によってはNPOや本当のアレルギーの専門病院と連携して、保健センターで抱えないほうがいいのではないかと考えている。

新規事業でアレルギー疾患児童・生徒への対応というところで、最近AEDが設置されている学校や公共施設が多いが、葛飾区は学校給食をやっているので、AEDと並行してエピペンというアレルギーに即効性のある注射をぜひ一校ずつ配布していただきたいと思う。そのエピペンを打つことによって、発作で死に直面する命も助かることもあるので、それを提案したい。

福島委員：新聞などでも報道されているが、親権の一時停止という問題が論議されている。例えば、施設に入所している間に、親権を一時停止させようかということもあるが、難しいのだろうと思う。やはり、親族法とか親権の問題は、家庭の中に公が介入することは基本的にはやめたほうがいいという考え方は昔からあって、それが今も残っている。その中で、子育て支援に行政が入っていくことについては問題があって、それは受けたくないという親たちがあるだろうと思う。

拠点事業は親が自分で選ぶので、その選ぶに際しての情報提供の問題があって、問題を抱える親がそういうのを全然利用しない、あるいは知らないとか、選択しない。でも、実態としては選択してほしいし、最も優先的に選択してそれを使ってほしいという親御さんが、同様の施設で虐待を起こした家庭の中に多い。

私たちの施設の関係者の中で、例えば「親は子どものために少々犠牲になってもいい」という発想はもうない。離婚して再婚するときに、中学生の子どもが反対しても、「子どもがそう言っているのだから」と親を説得しても、「自分の幸せは自分で確保したい」と。昔だったら子どものために再婚はやめようかと思ったし、そういうふうに言いますが、今の親御さんにはそういう親御さんも登場してきているということ十分に踏まえながら子育て支援をやっていったほうがいい。

訪問型で、私のほうが期待しているのは、赤ちゃん事業においてだ。ただ、公が先頭に立つと難しいから民間でということで、イギリスでは35年前からホームスタートという事業が始まっていて、それがようやく日本にも試行的に始まった。これは、子育ての経験者やボランティアを集めて、専門家が一定の訓練・研修をし、その方たちが家庭訪問をボランティアでやる。そこのつなぎのきっかけは保健師が一番適しているかなと思うが、とにかく2時間ぐらい、基本的には批判したり怒ったりしないということで、フレンドリーな形で、お母さんの話を聞く。

イギリスでは、子育てに自信を失ってしまったとか、あるいは孤立しているといった方たちが6割という報告がされているが、そういう人と一週間に一遍ぐらい1時間か2時間よく話を聞いてあげる傾聴と、それから何か代わってやってあげるのではなくて、一緒になって子育てや家事をやるという事業。その中で、9割方は自信を取り戻して子育てに参加できるようになったというような報告も出ている。

やはり民間主導でいかないと、公がずかずかと家庭の中に入っていきのおこがましいと思う。あるいは家庭の親御さんたちも、例えば今回私どもの親治療のほうでは、

自分の施設の保護者はほとんど対象になるが、参加した人は一人だけ。10人におうち9人は児童相談所から頼まれてというようなことで、治療を施すテーブルあるいは舞台に立つことさえ大変だ。ある心理学者は、特に、愛着障害などといって既存の絆がもともとない親子の場合には、とても治療などには応じないので、それよりは社会的養護の受け皿をもっと整備したほうが良いなどということをしている。ともかく新しい事業として家庭訪問型の育児支援事業の中で、虐待の芽を摘むことを期待したい。

町山委員：基本目標「5. 子どもの心身が健やかに成長するまち」に関連して、教育振興ビジョン策定委員会でも散々幼児教育のことを言ったのですが、入らなかった。今回は子育て支援なので、ぜひ幼児教育を入れていただきたい。教育委員会のときには、どちらかというところ義務教育振興策で、小中のことだけのよう気がした。幼稚園は新しい学校基本法で第一条に、学校とは幼稚園から始まるというふうになった。そういう意味でも、幼稚園と保育園は共に幼児教育を担っているのだから、幼児教育を双方が担っているということも含めて、入れていただけたらありがたい。

上田委員：27ページのこんにちは赤ちゃん訪問事業では「保健師が生後4カ月になるまでの赤ちゃんがいる家庭を訪問し」ということで、私もそうだったが、転入してきた方へのアプローチが抜けないようにしないといけない。

私は子どもが6カ月のときに葛飾区に転入したが、そのときに何も情報がなくて、もし事業があったとしても6カ月なので、4カ月と生後2カ月の交流する場にも外れてしまうような気がする。転入してきた方に対しては、必ず青少年委員か保健婦などが、何かしらのアプローチをして、「区内にはこういった育児支援サービスがあります」ということを必ず伝える必要があるのではないか。

育児支援ガイドブックについて、先ほど加藤委員の発言があったが、いろいろないい資源があっても活用するのに力が要するというのは、私自身すごく感じている。やはりガイドブックの活用の仕方をレクチャーしていくというか、子育て見本市などはぜひ開催していただいて、そういったことをレクチャーして、その後も児童館なり保健所なりで、やはりできたものをアピールしていかないと、皆さんが使える力がつかないということがあると思う。

最後に、協議会の設置は必要であると思う。できたら、ひとり親家庭の方や障害児の親など、この育児支援制度を本当に利用した世帯の方たちが、協議会に意見を言えるようなものができたらいいと思う。

篠原委員：皆さん言いたいことがいっぱいあって、それぞれの立場から、それぞれのことを発言されているが、それがどこにどう反映されるかわからないままパブリックコメントに行くことに不安がある。

村井会長：私は、この中間報告を完成版として出すよりも、中間報告として広く区民に足してもらって、もう一度揉むという気持ちでいる。議論が足りないこと、時間も足りないことは重々承知だが、議会に出したりする中でより豊かになっていくのではないかと。今のご提案は、中間報告に対して広く議会や区民の意見を受けたあとの委員会を、どういうふうにもっと稔り豊かにしていくかというふうに理解して受け止めたい。

佃委員：一つだけ、「7. 一人ひとりの特性に配慮するまち」という基本目標に、外国人の家族へ

の支援もご配慮いただきたい。

櫻井委員：この間、山口先生の保育園を訪問させていただいたときに、210数名のお子さんのうち15名が外国籍で、6カ国の子どもさんが在籍しているという話をお聞きした。そのことは、これからの議論でやれるかなとは思っている。

村井会長：今後の課題としてそれを検討する。

事務局：それから、2ページの基本的な視点についての意見が幾つかあったが、これは国が示したものであり、ここを変えるわけにはいかないので、ご了承いただきたい。

村井会長：では、これは国に言いましょう。では、以上で今日の議事は終了します。議論がますます深まって、ぜひいいものが作成できるように、皆さんたちの協力を今後ともよろしく願います。今日はありがとうございました。

～ 以上 ～